

久留米市人権・同和問題市民意識調査

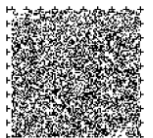
結果報告書

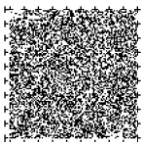
平成30年3月

久留米市

この冊子には、音声コードが各ページ(奇数ページ右下、偶数ページ左下)に印刷されています。

専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。





はじめに

本年は、昭和 23 (1948) 年に国連で世界人権宣言が採択されてから 70 年目となる、節目の年であります。この間、日本では、すべての人が差別を受けることなく、宣言にあるような権利と自由を享有できる社会をつくるために、多くの施策が実施されました。久留米市におきましても、基本的人権の尊重をあらゆる施策の基本に置き、取り組んでおります。

日本固有の人権問題である「同和問題」につきましても、昭和 40 (1965) 年の同和対策審議会答申以来、久留米市では差別の解消を目指した様々な施策を実施してまいりました。

しかしながら、情報化社会の進展に伴うインターネットを使った新たな差別事象の発生や、差別落書きなど、今なお差別意識が根強く残っているものと認識しております。

人権問題全体を見ましても、一昨年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」が施行され、各人権問題の解決に向けた個別の法律の整備や、その取り組みが進んでいます。また、子どもへのいじめ・虐待、女性の人権問題における DV、高齢者への虐待、性的少数者の人権に対する関心の高まりなど、近年、人権問題全般を取り巻く状況が大きく変わってきております。

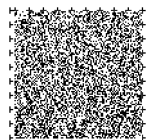
「市民一人ひとりが輝く都市久留米」の実現に向けて、部落差別をはじめとした全ての差別の解消をめざして、人権に関する諸法律を、より一層市民の皆様にご周知していくなど、更なる取り組みが必要な状況となっております。

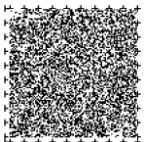
このたび (平成 29 (2017) 年 11 月)、同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の皆様のご意識を把握し、今後の人権教育及び人権啓発を推進するにあたっての基礎資料を得るため、「人権・同和問題市民意識調査」を実施し、その結果を本報告書に取りまとめました。調査にあたり、回答をお寄せいただいた市民の皆様、そして調査の分析にご協力いただいた皆様方に、心より感謝申し上げます。

調査結果を生かし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して、より一層、効果的な人権教育・啓発に取り組んでまいります。

平成 30 (2018) 年 3 月

久留米市長 大久保 勉





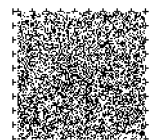
目次

一 調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査対象	1
3 調査方法	1
4 回収状況	1
5 調査期間	1
6 調査・分析	1
7 有効回答者の概要	2
8 集計結果の見方について	4

二 調査結果の分析

第1章 人権全般について	5
問1 自分の人権が侵害されたと感じた経験について	6
問2 自分の人権が侵害された場合の対処について	8
問3 人権侵害に対する相談や救済に関し、最も必要と思う制度について	10
問4 仕事と、人権や人権問題との関わりについて	12
問5 当然だと思ふ風習や習慣について	15
問6 近年施行された人権問題に関連する法律の認知度について	19
問7 関心を持っている人権問題について	26
問8 結婚や就職の際の、身元調査や信用調査に対する考えについて	33
第2章 同和問題について	37
問9 同和問題を初めて知った時期について	38
問10 同和問題を初めて知ったきっかけについて	41
問11 近年起きた部落差別事件の認知度について	44
問12 同和問題を解決するための取り組みがきっかけで生まれた制度の認知度について	48
問13 同和問題に関し、現在も特に問題と思うことについて	54
問14 同和問題の解決方法として考えること	58
問15 家族の結婚相手が同和地区出身であった場合の考えについて	64
問16 友人が部落差別につながるような発言をした場合の行動について	68



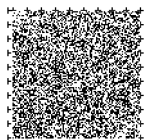
第3章	さまざまな人権問題について	75
問17	女性の人権に関し、特に問題と思うものについて	76
問18	子どもの人権に関し、特に問題と思うものについて	80
問19	高齢者の人権に関し、特に問題と思うものについて	84
問20	障害者の人権に関し、特に問題と思うものについて	88
問21	外国人の人権に関し、特に問題と思うものについて	92
問22	H I V感染者やその家族等の人権に関し、特に問題と思うものについて	96
問23	ハンセン病患者・回復者やその家族等の人権に関し、特に問題と思うものについて	100
問24	インターネット上の人権侵害に関し、特に問題と思うものについて	104
問25	L G B Tをはじめとする性的少数者の人権に関し、特に問題と思うものについて	108
第4章	人権問題の啓発について	113
問26	人権に関わる知識や情報を得る上で役に立っているものについて	114
問27	久留米市で行なっている人権に関する研修や啓発イベント等への参加の経験について	120
問28	研修や啓発イベント等の中で、人権に対する考えが深まったものについて	126
問29	研修や啓発イベント等に参加しやすく有意義にするため必要と思われるものについて	131
第5章	人権問題や人権行政に関しての意見等について	137
問30	人権問題や人権行政に関しての自由記入について	138

三 調査の総括

1	人権全般について	141
2	同和問題に関するまとめ	143
3	さまざまな人権問題に関する問題のまとめ	147
4	啓発活動に関するまとめ	149
5	自由意見のまとめ	152

<参考資料>

- クロス集計表
- 調査用紙



一 調査の概要

1 調査の目的

久留米市民の人権・同和問題に関する意識を調査し、人権啓発や人権教育をはじめとする総合的な人権施策の推進に資する。

特に、性別・年齢別等の市民意識を分析することにより、人権啓発や人権教育をはじめとする人権施策実施上の課題を明らかにする。

2 調査対象

平成 29 (2017) 年 11 月 1 日現在の久留米市住民基本台帳データファイルに基づき、18 歳以上の 女性 135,745 人 (53.4%) 男性 118,583 人 (46.6%) 全体 254,328 人の市民の中から無作為に抽出した 3,000 人を対象にした。

3 調査方法

郵送回収法

4 回収状況

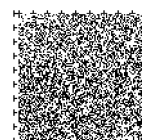
対象者数	返戻等数	回収数	回収率 %
3,000	11	1,573	52.6%

5 調査期間

平成 29 (2017) 年 11 月 10 日 (金) ~11 月 30 日 (木)

6 調査・分析

公益社団法人福岡県人権研究所
久留米市



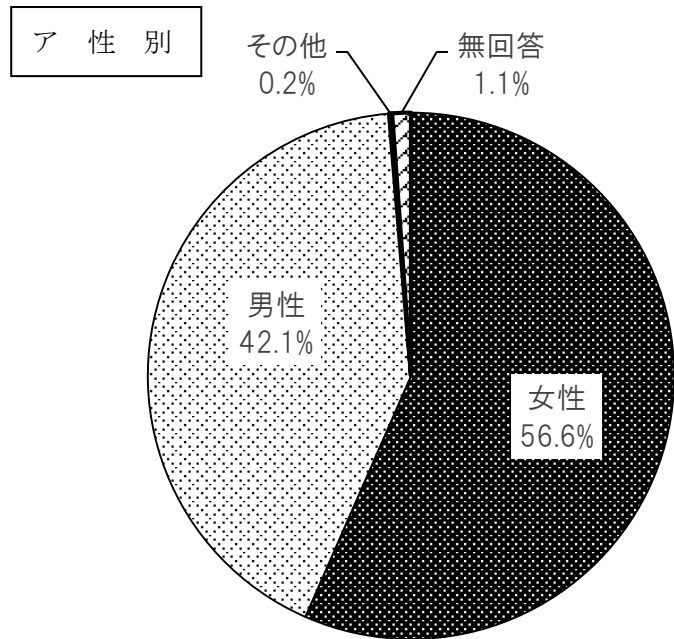
7 有効回答者の概要

ア 性別

表Ⅰ 性別

性別	女性	男性	その他	無回答	全体
回答者数	890	662	3	18	1,573
割合(%)	56.6	42.1	0.2	1.1	100.0

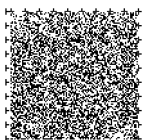
有効回答者 1,573 人中、女性が 890 人 (56.6%)、男性が 662 人 (42.1%)、その他が 3 人 (0.2%)、性別無回答者が 18 人 (1.1%) である。



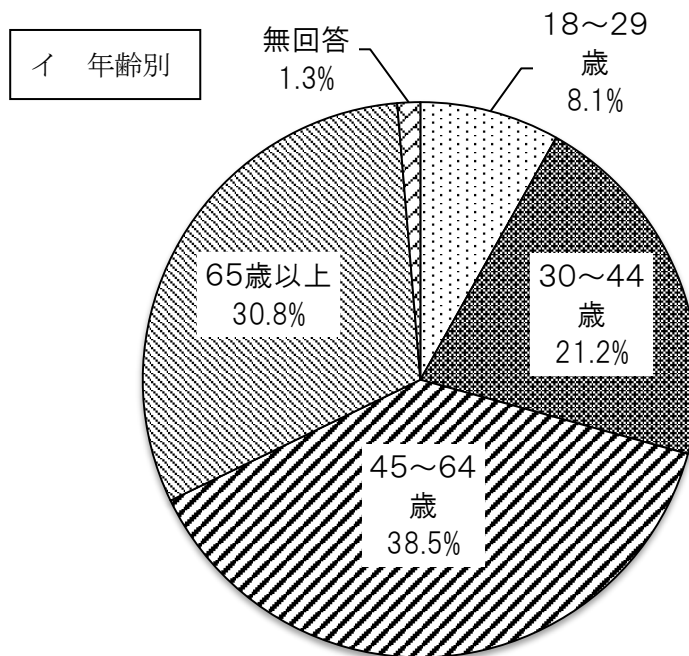
イ 年齢

表Ⅱ 年齢別(下段は、回答者全体を100としたときの割合)

上段:回答者数(人) 下段:割合(%)		合計	18~29歳	30~44歳	45~64歳	65歳以上	無回答
全体		1,573	128	333	606	485	21
		100.0	8.1	21.2	38.5	30.8	1.3
性別	女性	890	70	187	362	268	3
		56.6	4.5	11.9	23.0	17.0	0.2
	男性	662	56	146	242	217	1
		42.1	3.6	9.3	15.4	13.8	0.1
	その他	3	2	0	1	0	0
	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
無回答	18	0	0	1	0	17	
	1.1	0.0	0.0	0.1	0.0	1.1	

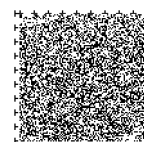


年齢別回答者数は、「18～29歳」が128人（8.1%）、「30～44歳」が333人（21.2%）、「45～64歳」が606人（38.5%）、「65歳以上」が485人（30.8%）、年齢無回答者が21人（1.3%）となっている。なお、学生時に人権・同和教育を受けていない「65歳以上」の回答者が約3割を占めていること、また、「45～64歳」での女性の割合は59.7%であり、回答者全体においても23.0%を占めていることが、全体の数字に影響を与えていることに留意する必要がある。



表Ⅲ 年齢区分ごとの性別の割合

上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		合計	女性	男性	その他	無回答
全体		1,573	890	662	3	18
		100.0	56.6	42.1	0.2	1.1
年齢	18～29歳	128	70	56	2	0
		100.0	54.7	43.8	1.6	0.0
	30～44歳	333	187	146	0	0
		100.0	56.2	43.8	0.0	0.0
	45～64歳	606	362	242	1	1
		100.0	59.7	39.9	0.2	0.2
65歳以上	485	268	217	0	0	
	100.0	55.3	44.7	0.0	0.0	
無回答	21	3	1	0	17	
	100.0	14.3	4.8	0.0	81.0	



8 集計結果の見方について

- ◇原則的に表の上段に回答者数(人)、下段に割合(%)を示している。また、久留米市の前回調査(2006年実施)、福岡県の調査(2016年実施)結果を示したものについても同様である。
- ◇本文や図表中の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入し小数第1位まで表示している。そのため、各選択肢の比率の合計が100%にならないことがある。
- ◇複数選択可の設問では、表中の比率は回答対象者数に対する比率であり、比率の合計は100%を超えることがある。
- ◇数表、図表に示す選択肢はスペースの関係で文言を省略している場合がある。省略している選択肢の文言は、巻末の調査票に記載している。

9 母集団の推定

本調査は、標本調査である。母集団は18歳以上の久留米市民、標本を今回回収できた調査表数としている。これに基づき、本調査の結果から推定される母集団の値について、危険率5%(信頼度95%)の標本誤差のとり範囲の早見表を下記の式により作成した。

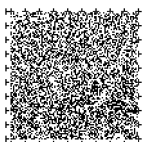
$$\text{標本誤差} = \pm \sqrt{\frac{X-n}{X-1} \times \frac{p(1-p)}{n}} \quad (X \text{ は母集団数、} n \text{ は回収標本数、} p \text{ は回答の比率})$$

表Ⅳ 本調査における母集団推定早見表(±)

	母集団	標本数 n	標本誤差									
			95%	90%	85%	80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%
市全体	254,328	1,573	1.1	1.5	1.8	2.0	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5
性別												
女性	135,745	890	1.5	2.0	2.4	2.7	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3
男性	118,583	662	1.7	2.3	2.8	3.1	3.4	3.6	3.7	3.8	3.9	3.9

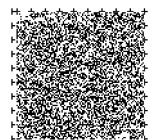
<標本誤差の活用について>

例えば、問1の人権侵害を受けたと感じたことがあるかの問いに、1,573人のうち「ある」と回答したのは、13.8%であり、この数値に近い早見表の「15%」の誤差の範囲を見ると±1.8となっている。すなわち、18歳以上の久留米市民全員を調査したとき、その結果は13.8+1.8=15.6%から13.8-1.8=12.0%の範囲に収まると推定される。



二 調査結果の分析

第1章 人権全般について



I 人権全般についておたずねします

問1 あなたは、これまでに、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。
次の中から1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

表1 自分の人権が侵害されたと感じた経験の有無

		合計	ある	少しはある	あまりない	ない	無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)							
県民調査全体 (2016年)		1,954 100.0	748 38.3	— —	— —	1,073 54.9	133 6.8
市全体		1,573 100.0	217 13.8	340 21.6	335 21.3	661 42.0	20 1.3
性別	女性	890 100.0	135 15.2	217 24.4	169 19.0	367 41.2	2 0.2
	男性	662 100.0	80 12.1	123 18.6	166 25.1	292 44.1	1 0.2
	その他	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0
年齢	18~29歳	128 100.0	28 21.9	28 21.9	29 22.7	43 33.6	0 0.0
	30~44歳	333 100.0	63 18.9	105 31.5	67 20.1	97 29.1	1 0.3
	45~64歳	606 100.0	77 12.7	142 23.4	146 24.1	240 39.6	1 0.2
	65歳以上	485 100.0	48 9.9	64 13.2	93 19.2	279 57.5	1 0.2

※ 県民調査(2016年)にない項目は —

図1-① 自分の人権が侵害されたと感じた経験の有無(県民調査全体との比較)

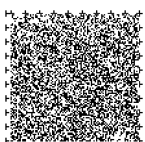
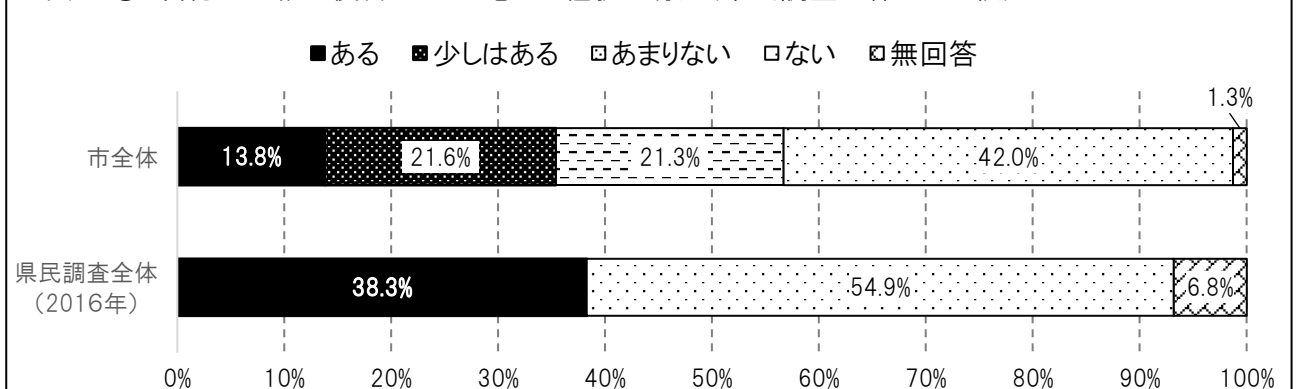


図1-② 自分の人権が侵害されたと感じた経験の有無(性別)

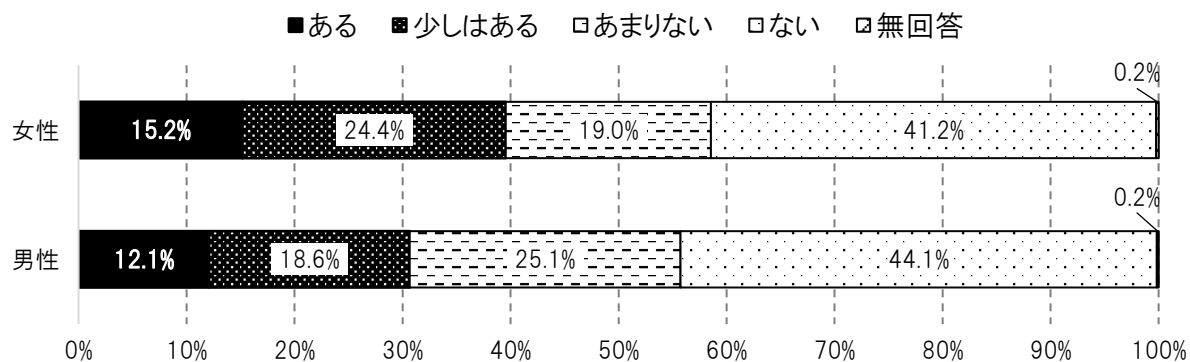
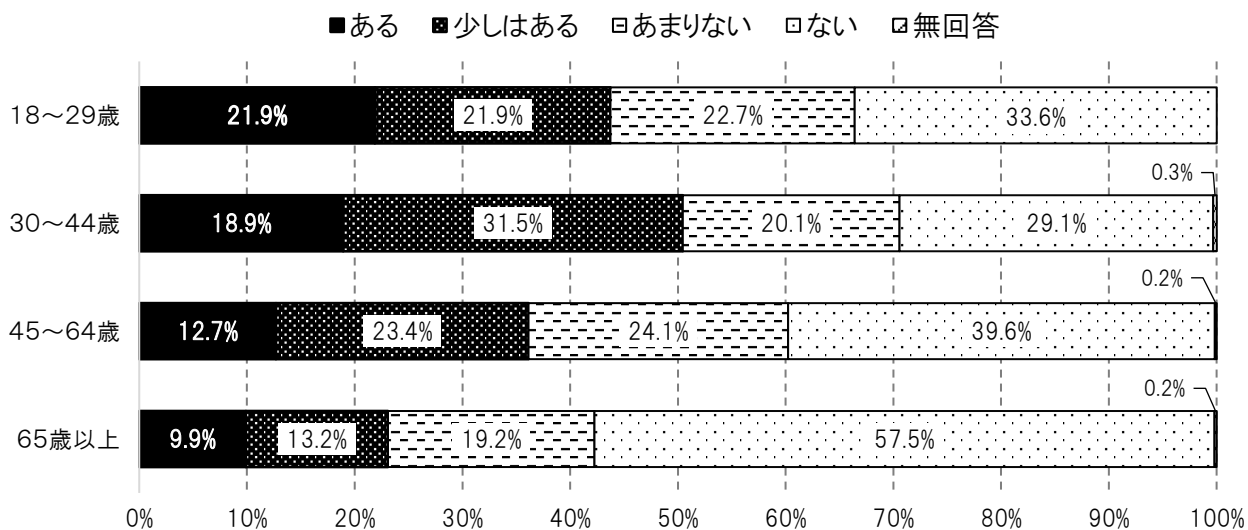


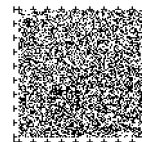
図1-③ 自分の人権が侵害されたと感じた経験の有無(年齢別)



自分の人権を侵害されたと感じたことについて、「ある」13.8%、または「少しはある」21.6%の割合の合計は35.4%となっており、この割合は、平成28年に実施された福岡県の人権問題に関する県民意識調査（以下「県民調査」）の類似の設問における「何らかの人権侵害を受けたことがある」38.3%と比較しても、ほぼ同じ状況となっている。

「ある」または「少しはある」の割合の合計を、性別で見ると、女性39.6%に対し、男性30.7%で、女性が8.9ポイント高くなっており、女性問題の課題が反映されている。

また、この割合の合計を、年齢別に見ると、「18～29歳」43.8%、「30～44歳」50.4%、「45～64歳」36.1%、「65歳以上」23.1%となっており、「45～64歳」及び「65歳以上」が低い割合になっている。この差は、人権教育・研修を受けてきた世代と受けていない世代の違い、職場等でハラスメントを行う側になりやすい年長世代と受ける側となりやすい若年世代の違い、職に就いている世代とすでに退職した世代の違い等といった要因によるものと考えられる。



問2 あなたは、今後、自分の人権が侵害された場合、どうしますか。次の中から1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

表2 自分の人権が侵害された場合の対処

		合計	何もせずに我慢する	自分で直接相手に抗議する	友人・知人や家族に相談する	人権擁護団体やNPO法人、民間機関に相談する	弁護士に相談する	行政や警察・法務局・人権擁護委員などの公的機関や	その他	わからない	無回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)											
全体		1,573 100.0	125 7.9	250 15.9	640 40.7	72 4.6	225 14.3	36 2.3	188 12.0	37 2.4	
性別	女性	890 100.0	66 7.4	90 10.1	480 53.9	35 3.9	88 9.9	18 2.0	101 11.3	12 1.3	
	男性	662 100.0	58 8.8	159 24.0	159 24.0	37 5.6	136 20.5	18 2.7	87 13.1	8 1.2	
	その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
年齢	18~29歳	128 100.0	13 10.2	22 17.2	64 50.0	4 3.1	8 6.3	0 0.0	15 11.7	2 1.6	
	30~44歳	333 100.0	22 6.6	65 19.5	143 42.9	9 2.7	36 10.8	7 2.1	47 14.1	4 1.2	
	45~64歳	606 100.0	47 7.8	91 15.0	251 41.4	24 4.0	93 15.3	18 3.0	75 12.4	7 1.2	
	65歳以上	485 100.0	43 8.9	72 14.8	180 37.1	35 7.2	88 18.1	11 2.3	49 10.1	7 1.4	

図2-① 自分の人権が侵害された場合の対処(全体・性別)

- 何もせずに我慢する
- ▨友人・知人や家族に相談する
- ▩公的機関や弁護士に相談する
- わからない
- 自分で直接相手に抗議する
- 人権擁護団体等、民間機関に相談する
- ▨その他
- 無回答

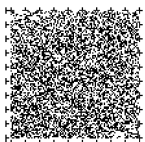
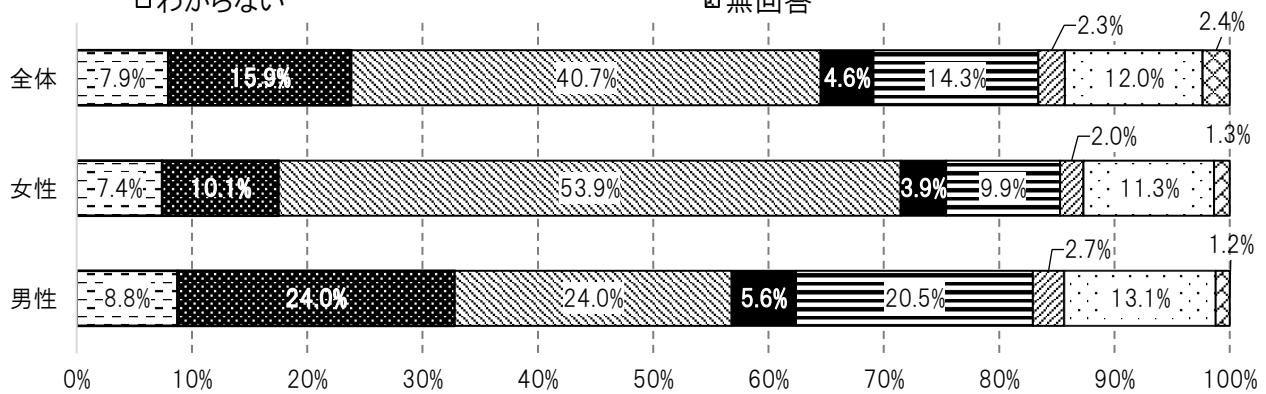
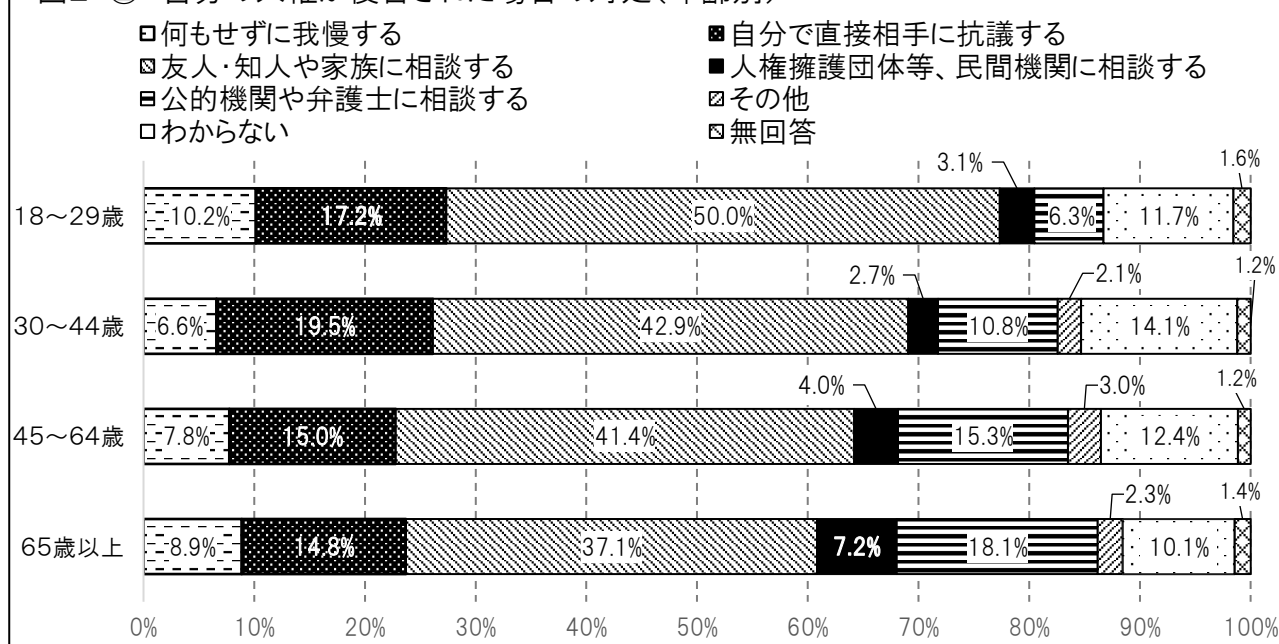


図2-② 自分の人権が侵害された場合の対処(年齢別)

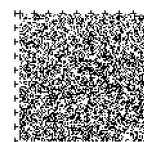


自分の人権が侵害された場合の対応として、割合が最も高いのは「友人・知人や家族に相談する」40.7%、次いで「自分で直接相手に抗議する」15.9%、「公的機関や弁護士に相談する」14.3%、「わからない」12.0%となっている。それ以外は「何もせずに我慢する」7.9%、「民間機関に相談する」4.6%と割合が低くなっている。これらの数値から、人権侵害に遭遇したとき、公的機関に相談する者は多いとは言えない状況である。このことから、表面化している人権侵害事象は、実際に起こっている問題の一部に過ぎないと考えられる。

性別で見ると、「友人・知人や家族に相談する」では、女性53.9%、男性24.0%となり、女性が29.9ポイント高くなっている。また、「自分で直接相手に抗議する」では、女性10.1%、男性24.0%となり、男性が13.9ポイント高く、「公的機関や弁護士に相談する」では、女性9.9%、男性20.5%となり、男性が10.6ポイント高くなっている。このことから、女性は身近な人の助力により問題に対処しようとする割合が高いことに対し、男性は自力あるいは公権力や法制度の専門家等、客観性のある第三者の介入により問題に対処しようとする割合が高いと考えられる。

年齢別で見ると、「公的機関や弁護士に相談する」の割合が、「18～29歳」6.3%、「30～44歳」10.8%、「45～64歳」15.3%、「65歳以上」18.1%と、年齢が上がるるとともに高くなっているのに対し、「友人・知人や家族に相談する」の割合は、「18～29歳」50.0%、「30～44歳」42.9%、「45～64歳」41.4%、「65歳以上」37.1%と、年齢が上がるるとともに低くなっている。

身近な人の助力により問題に対処しようとする割合が高い「女性」や、「公的機関や弁護士に相談する」割合が低い「18～29歳」の若者をはじめ、市民が人権侵害事象に遭遇した時に公的機関に相談しやすい環境を整え、相談窓口の周知を進める必要がある。



問3 人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、あなたが最も必要と思うことは何ですか。最も近いものを1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

表3 人権侵害に対する相談や救済に関し、最も必要と思う制度

		合計	た人権侵害の被害者をつくることを救済すること	対処の仕方を学ぶ研修会等の実施	公的な人権相談窓口の充実	(民間の人権相談窓口による)の充実	特に必要ない	無回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)								
全体		1,573 100.0	345 21.9	299 19.0	608 38.7	183 11.6	88 5.6	50 3.2
性別	女性	890 100.0	177 19.9	196 22.0	333 37.4	115 12.9	40 4.5	29 3.3
	男性	662 100.0	163 24.6	102 15.4	266 40.2	66 10.0	47 7.1	18 2.7
	その他	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
年齢	18~29歳	128 100.0	44 34.4	32 25.0	34 26.6	13 10.2	3 2.3	2 1.6
	30~44歳	333 100.0	87 26.1	66 19.8	123 36.9	31 9.3	19 5.7	7 2.1
	45~64歳	606 100.0	142 23.4	128 21.1	242 39.9	59 9.7	21 3.5	14 2.3
	65歳以上	485 100.0	67 13.8	72 14.8	201 41.4	78 16.1	43 8.9	24 4.9

図3-① 人権侵害に対する相談や救済に関し、最も必要と思う制度(全体・性別)

- 救済するための法律等をつくること
- 公的な人権相談窓口の充実
- 対処の仕方を学ぶ研修会等の実施
- ▨ 民間の人権相談窓口の充実
- 特に必要ない
- ▩ 無回答

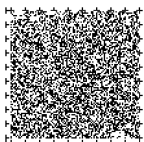
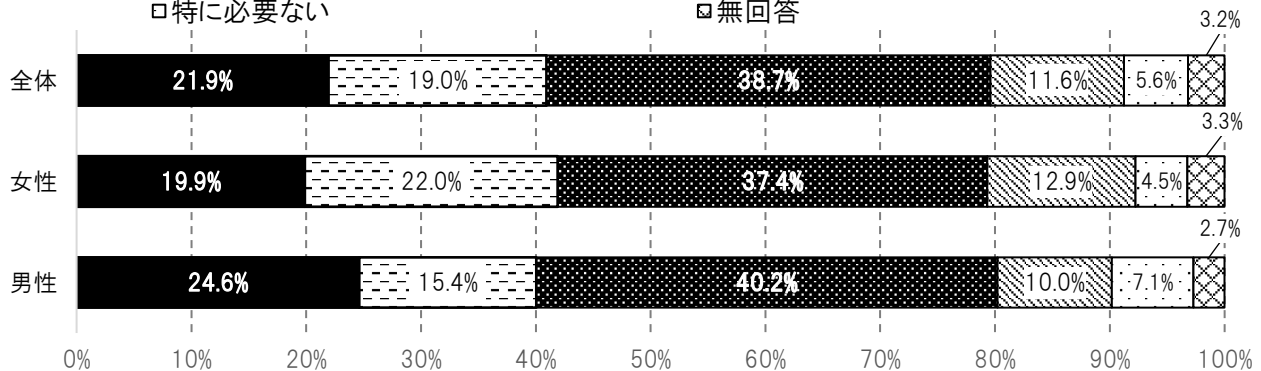
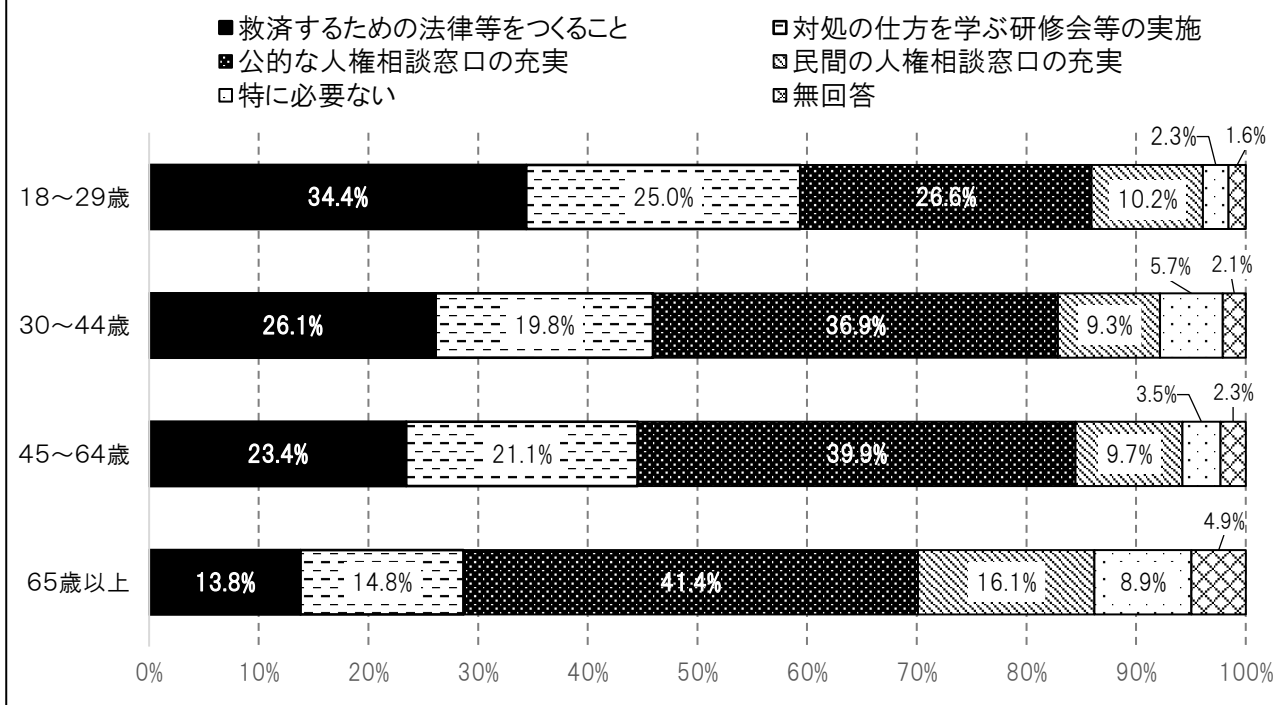


図3-② 人権侵害に対する相談や救済に関し、最も必要と思う制度(年齢別)

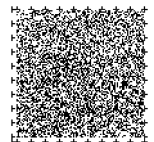


人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、必要と思うこととして、「特に必要ない」と回答した者は5.6%に留まっており、全体として、何らかの人権侵害に対する相談や救済に関する制度の拡充を求めている状況になっている。内容としては、「公的な人権相談窓口の充実」の割合が最も多く38.7%、次いで「人権侵害の被害者を救済するための法律等をつくること」21.9%、「人権が侵害されたときの対処の仕方学ぶ学習会や研修会の実施」19.0%の順となっている。

性別で見ると、両性とも1番目に高いのは「公的な人権相談窓口の充実」となっているが、女性の割合で2番目に高いのは「人権が侵害されたときの対処の仕方学ぶ学習会や研修会の実施」22.0%、男性の割合で2番目に高いのは「人権侵害の被害者を救済するための法律等をつくること」24.6%となっている。

年齢別で見ると、「公的な人権相談窓口の充実」の割合が、「18～29歳」26.6%、「30～44歳」36.9%、「45～64歳」39.9%、「65歳以上」41.4%と、年齢が上がるるとともに高くなっているのに対し、「人権侵害の被害者を救済するための法律等をつくること」の割合は、「18～29歳」34.4%、「30～44歳」26.1%、「45～64歳」23.4%、「65歳以上」13.8%と、年齢が上がるるとともに低くなっているところが特徴的である。

問2において、「公的機関や弁護士に相談する」の割合が低い「女性」では、「人権が侵害されたときの対処の仕方学ぶ学習会や研修会の実施」を必要と思う割合が高いことや、「公的機関や弁護士に相談する」の割合が最も高い「65歳以上」では、「公的な人権相談窓口の充実」を必要と思う割合が最も高いことは、今後の施策を考える上で留意すべきである。



問4 あなたの仕事と、人権や人権問題との関わりについておたずねします。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○をつけてください。

表4 仕事と、人権や人権問題との関わり

		合計	保健・医療・福祉関係従事者	教育関係従事者	行政関係従事者	他の職業従事者 (研修あり)	他の職業従事者 (研修なし)	未就労者・不就労者	無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全体		1,573 100.0	229 14.6	113 7.2	70 4.5	187 11.9	761 48.4	150 9.5	63 4.0
性別	女性	890 100.0	178 20.0	82 9.2	30 3.4	82 9.2	404 45.4	78 8.8	36 4.0
	男性	662 100.0	49 7.4	28 4.2	40 6.0	104 15.7	348 52.6	68 10.3	25 3.8
	その他	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0
年齢	18～29歳	128 100.0	16 12.5	8 6.3	5 3.9	12 9.4	47 36.7	36 28.1	4 3.1
	30～44歳	333 100.0	74 22.2	27 8.1	13 3.9	26 7.8	174 52.3	14 4.2	5 1.5
	45～64歳	606 100.0	101 16.7	53 8.7	35 5.8	83 13.7	283 46.7	34 5.6	17 2.8
	65歳以上	485 100.0	37 7.6	22 4.5	16 3.3	65 13.4	248 51.1	63 13.0	34 7.0

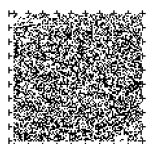
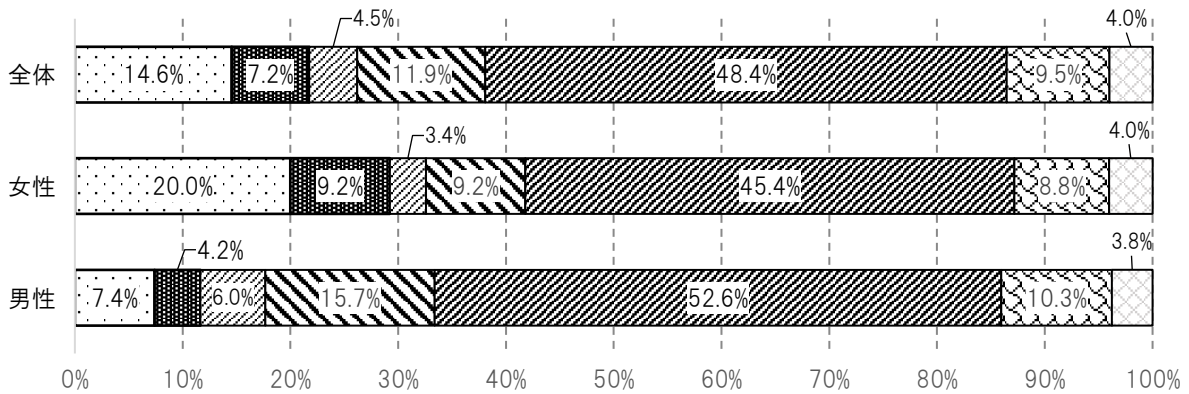


図4-① 仕事と、人権や人権問題との関わり(全体・性別)

- 保健・医療・福祉関係従事者 ■ 教育関係従事者 ▨ 行政関係従事者
- ▩ 他の職業従事者(研修あり) ▧ 他の職業従事者(研修なし) ▤ 未就労者・不就労者
- 無回答



従事している仕事としては、「保健・医療あるいは福祉関係の仕事に従事している（以下、「保健・医療・福祉関係従事者）」14.6%、「保育園・幼稚園あるいは学校等の教育関係の仕事に従事している（以下、「教育関係従事者）」7.2%、「行政の仕事に従事している（以下、「行政関係従事者）」4.5%で、これらの「特定職業従事者」については、合わせると26.3%となっている。また、「特定職業従事者以外の仕事に従事しているが、定期的に人権・同和問題研修は受けている（受けていた）（以下、「他の職業従事者（研修あり）」）11.9%、「特定職業従事者以外の仕事に従事しているが、全くあるいはほとんど受けていない（以下、「他の職業従事者（研修なし）」）48.4%、「まだ仕事に就いていない、あるいは就いたことがない（以下、「未就労者・不就労者）」9.5%となっている。

「特定職業従事者」と「他の職業従事者（研修あり）」の、職場で人権・同和問題研修（以下「研修」という）を受ける機会がある者は約4割、研修を受けていない「他の職業従事者（研修なし）」は約5割となっている。

性別で見ると、「特定職業従事者」では、女性32.6%、男性17.6%となり、女性が15.0ポイント高い。特に「特定職業従事者」のうち、「保健・医療・福祉関係従事者」では女性20.0%、男性7.4%で女性が12.6ポイント高く、「教育関係従事者」では女性9.2%、男性4.2%と女性が5.0ポイント高くなっている。また、「他の職業従事者（研修あり）」では、女性が9.2%、男性が15.7%となり、男性が6.5ポイント高く、「他の職業従事者（研修なし）」では、女性45.4%、男性52.6%と、男性が7.2ポイント高くなっている。

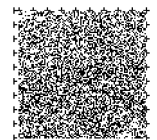
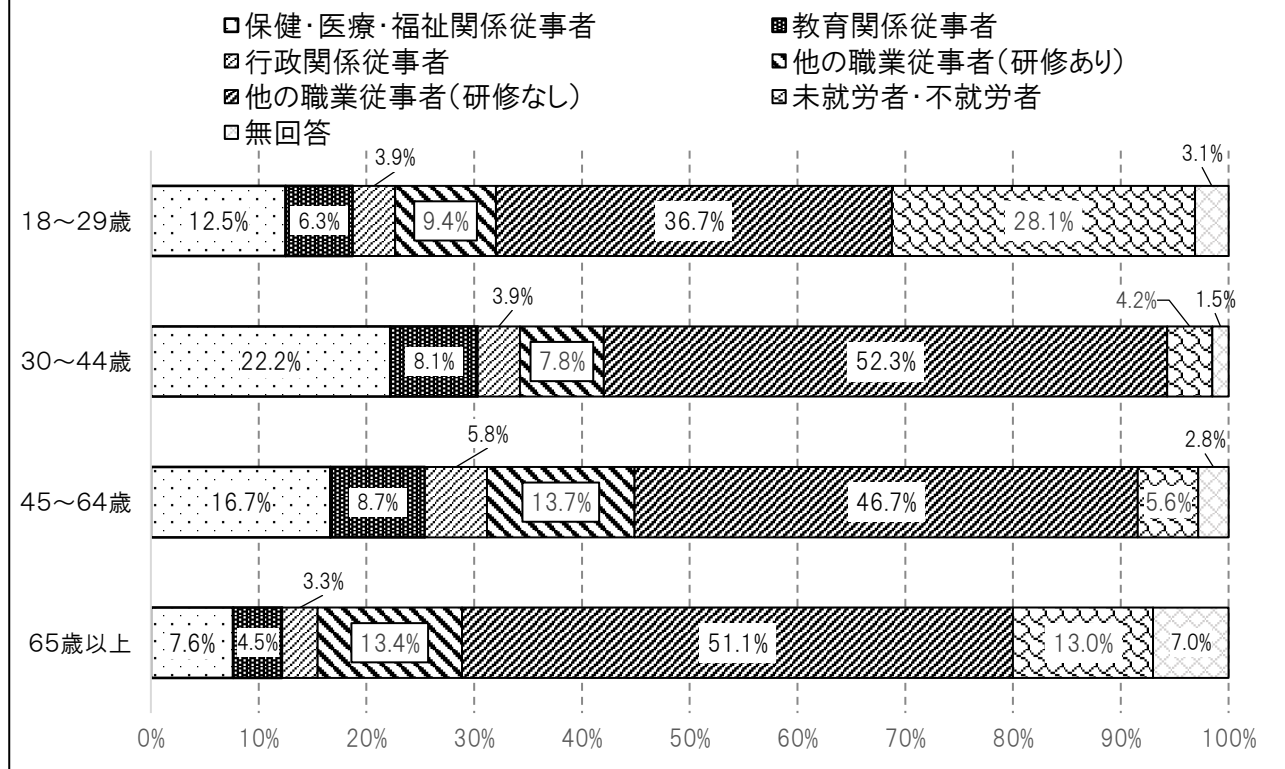
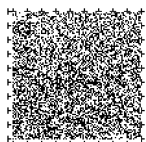


図4-② 仕事と、人権や人権問題との関わり(年齢別)



年齢別で、職場で研修を受ける機会がある者の割合を見ると、「45～64歳」44.9%、次いで「30～44歳」42.0%で高く、「18～29歳」32.1%、「65歳以上」28.8%で低くなっている。また、「他の職業従事者（研修なし）」の割合を見ると、「30～44歳」52.3%、「65歳以上」51.1%、「45～64歳」46.7%で高く、「18～29歳」36.7%では低くなっている。

職場で研修を受ける機会がある者は、全体の約4割になっているが、特定職業従事者においても非正規雇用者等の研修の充実が必要である。また、研修を実施していない各事業所に対し、非正規雇用者も含め、新規採用時から継続的に研修を実施するよう促すとともに、一次産業従事者や自営業者、未就労者等、職場で研修を受ける機会を持たない市民への啓発を踏まえた、多様な啓発の取り組みを進める必要がある。



問5 次の風習や習慣のうち、あなたが「当然だと思う」ものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

表5 当然だと思う風習や習慣

		合計	結婚式を「大安」の日にあげる	「友引」の日の葬式を避ける	血液型等によって性格や相性による	いずれについても当然とは思わない	無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)							
前回調査		2,116 100.0	569 26.9	796 37.6	132 6.2	— —	— —
全体(今回調査)		1,573 100.0	248 15.8	542 34.5	68 4.3	922 58.6	23 1.5
性別	女性	890 100.0	119 13.4	314 35.3	31 3.5	526 59.1	12 1.3
	男性	662 100.0	126 19.0	221 33.4	36 5.4	387 58.5	9 1.4
	その他	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
年齢	18~29歳	128 100.0	20 15.6	29 22.7	4 3.1	84 65.6	1 0.8
	30~44歳	333 100.0	38 11.4	108 32.4	19 5.7	211 63.4	3 0.9
	45~64歳	606 100.0	84 13.9	208 34.3	31 5.1	366 60.4	6 1.0
	65歳以上	485 100.0	102 21.0	188 38.8	13 2.7	255 52.6	11 2.3

※ 前回調査(2006年)にない項目は、「—」と表示

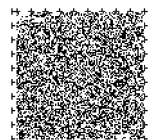


図5-① 当然だと思ふ風習や習慣(前回調査との比較)

■全体(今回調査)

□前回調査

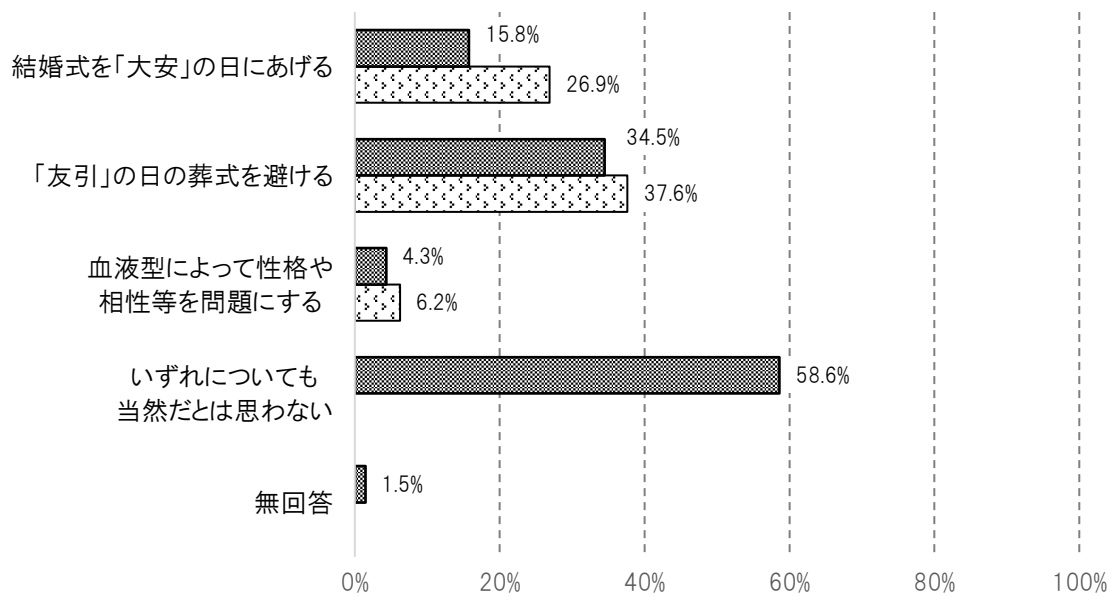
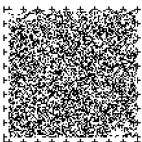
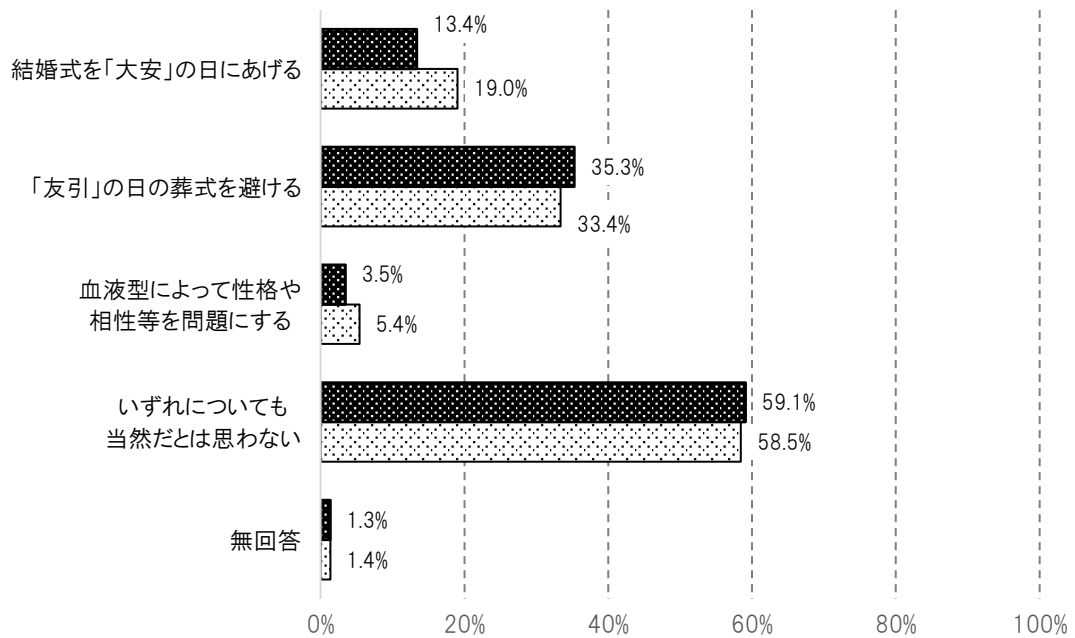


図5-② 当然だと思ふ風習や習慣(性別)

■女性

□男性



3つの風習・習慣の中で「当然と思う」ものとして、「『友引』の日の葬式を避ける」は34.5%、「結婚式を『大安』の日にあげる」は15.8%、「『血液型』によって性格や相性等を問題にする」は4.3%となっており、一方で、「いずれも当然だとは思わない」は58.6%となっている。

平成18（2006）年に実施した「久留米市人権・同和問題市民意識調査」（以下「前回調査」）の類似の設問で、3つの風習・習慣のうち「当然」と回答した者の割合は、「『友引』の日の葬式を避ける」37.6%、「結婚式を『大安』の日にあげる」26.9%、「『血液型』によって性格などを問題にする」6.2%であり、今回の調査では「結婚式を『大安』の日にあげる」を当然とする者の割合は11.1ポイントと大きく減少し、『友引』『血液型』は微減となっている。

性別で見ると、「結婚式を『大安』の日にあげる」では、女性13.4%、男性19.0%で、5.6ポイント男性が高く、『友引』『血液型』については、差はほとんど見られない。

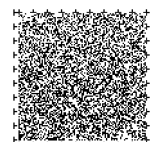
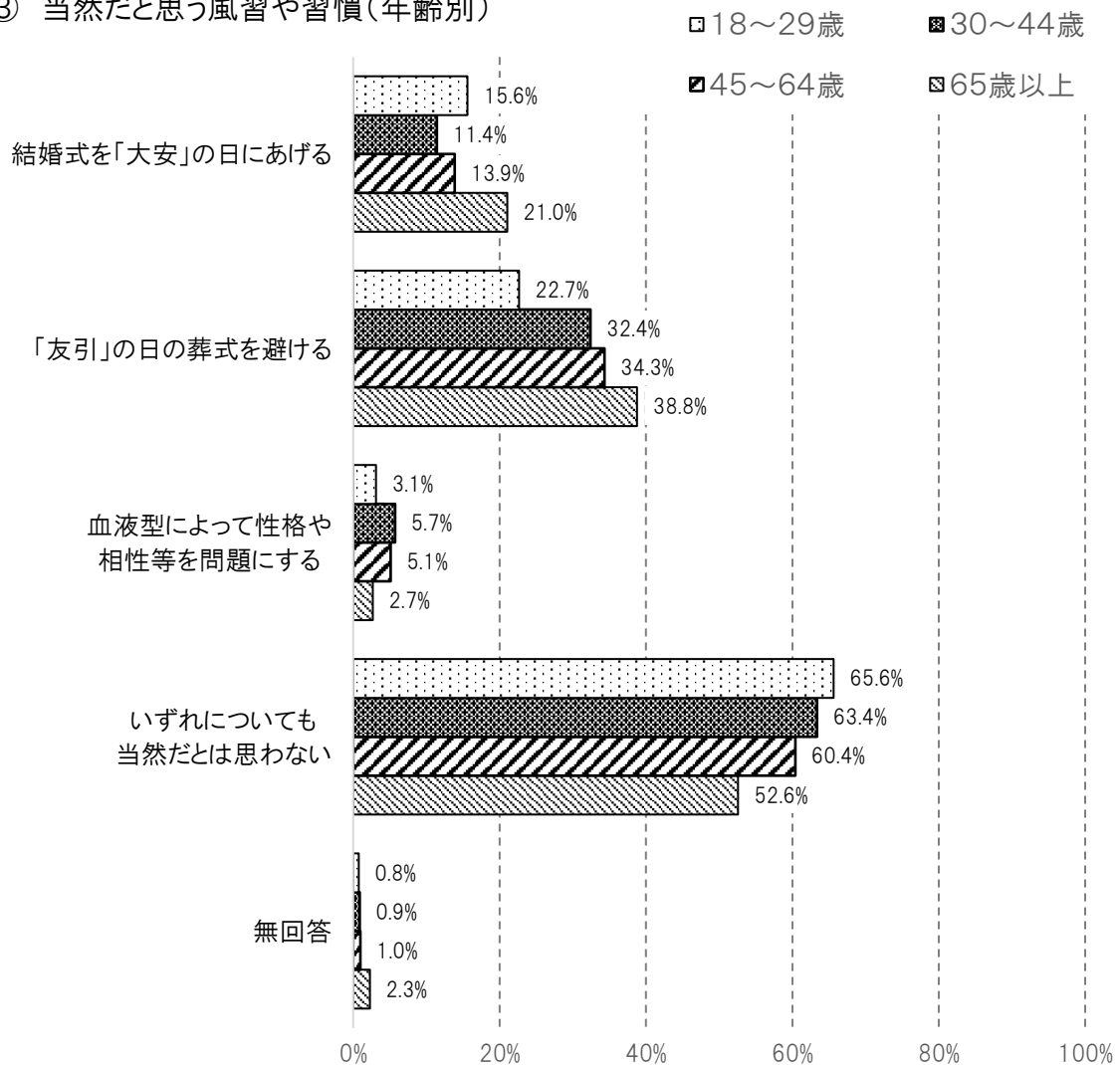


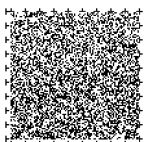
図5-③ 当然だと思う風習や習慣(年齢別)



年齢別に見ると、「結婚式を『大安』の日に挙げる」を当然とする者の割合は、「65歳以上」21.0%が最も高く、「30～44歳」11.4%が最も低くなっている。また、「『友引』の日の葬式を避ける」の割合では、年齢が上がるるとともに割合が高くなっており、「65歳以上」38.8%が最も高く、「18～29歳」22.7%が最も低くなっている。「血液型によって性格や相性等を問題にする」ことに関する較差はほとんど見られない。

「いずれも当然だとは思わない」の割合は、「18～29歳」65.6%、「30～44歳」63.4%、「45～64歳」60.4%、「65歳以上」52.6%となっており、年齢が上がるるとともに、これらの風習・習慣のいずれかを当然だと思う割合が高くなっている。

風習や習慣を科学的根拠によらず受容する態度は、直接的な人権侵害ではないが、差別と結びつきやすいという考えから、これまで市民啓発を行ってきたところである。そのような中、「18～29歳」においても、3つの風習や習慣のいずれかを当然だと思う者が、未だに3割以上となっており、今後も継続して啓発が必要な状況となっている。



問6 近年、日本ではさまざまな人権問題に関連する法律が施行されています。そこで次にあげる法律のうち、内容についてあなたが少しでも知っているものをすべて選んで、番号に○をつけてください。(複数回答)

表6 近年施行された人権問題に関連する法律の認知度

		合計	部落差別解消推進法	ヘイトスピーチ解消法	障害者差別解消法	いじめ防止対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもに関する法律	促進に関する法律	ハンセン病問題の解決の	高齢者虐待防止法	人権教育・啓発推進法	児童虐待防止法	男女共同参画社会基本法	いずれの法律も知らない	無回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)																
全体		1,573 100.0	518 32.9	369 23.5	534 33.9	772 49.1	502 31.9	603 38.3	453 28.8	388 24.7	948 60.3	765 48.6	224 14.2	43 2.7		
性別	女性	890 100.0	274 30.8	183 20.6	311 34.9	452 50.8	311 34.9	341 38.3	270 30.3	220 24.7	558 62.7	408 45.8	112 12.6	26 2.9		
	男性	662 100.0	240 36.3	182 27.5	216 32.6	310 46.8	185 27.9	253 38.2	177 26.7	165 24.9	381 57.6	347 52.4	109 16.5	15 2.3		
	その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 100.0	3 33.3	1 0.0	0 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	
年齢	18~29歳	128 100.0	38 29.7	24 18.8	33 25.8	54 42.2	22 17.2	27 21.1	13 10.2	22 17.2	77 60.2	88 68.8	13 10.2	1 0.8		
	30~44歳	333 100.0	81 24.3	88 26.4	92 27.6	170 51.1	109 32.7	108 32.4	71 21.3	70 21.0	216 64.9	152 45.6	50 15.0	4 1.2		
	45~64歳	606 100.0	212 35.0	167 27.6	217 35.8	309 51.0	207 34.2	257 42.4	179 29.5	184 30.4	371 61.2	322 53.1	70 11.6	11 1.8		
	65歳以上	485 100.0	186 38.4	87 17.9	186 38.4	230 47.4	159 32.8	206 42.5	185 38.1	110 22.7	276 56.9	195 40.2	87 17.9	23 4.7		
仕事と、人権や人権問題との関わり	保健・医療・福祉関係従事者	229 100.0	69 30.1	46 20.1	93 40.6	113 49.3	72 31.4	100 43.7	107 46.7	59 25.8	157 68.6	113 49.3	22 9.6	4 1.7		
	教育関係従事者	113 100.0	66 58.4	50 44.2	60 53.1	81 71.7	64 56.6	60 53.1	29 25.7	55 48.7	92 81.4	83 73.5	3 2.7	0 0.0		
	行政関係従事者	70 100.0	40 57.1	28 40.0	37 52.9	37 52.9	28 40.0	32 45.7	27 38.6	36 51.4	51 72.9	48 68.6	2 2.9	1 1.4		
	他の職業従事者(研修あり)	187 100.0	96 51.3	63 33.7	83 44.4	102 54.5	70 37.4	91 48.7	66 35.3	73 39.0	115 61.5	119 63.6	13 7.0	1 0.5		
	他の職業従事者(研修なし)	761 100.0	202 26.5	157 20.6	208 27.3	366 48.1	226 29.7	266 35.0	180 23.7	133 17.5	450 59.1	336 44.2	140 18.4	12 1.6		
	未就労者	150 100.0	35 23.3	23 15.3	43 28.7	56 37.3	31 20.7	42 28.0	33 22.0	25 16.7	65 43.3	57 38.0	34 22.7	2 1.3		
	不就労者															

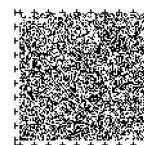
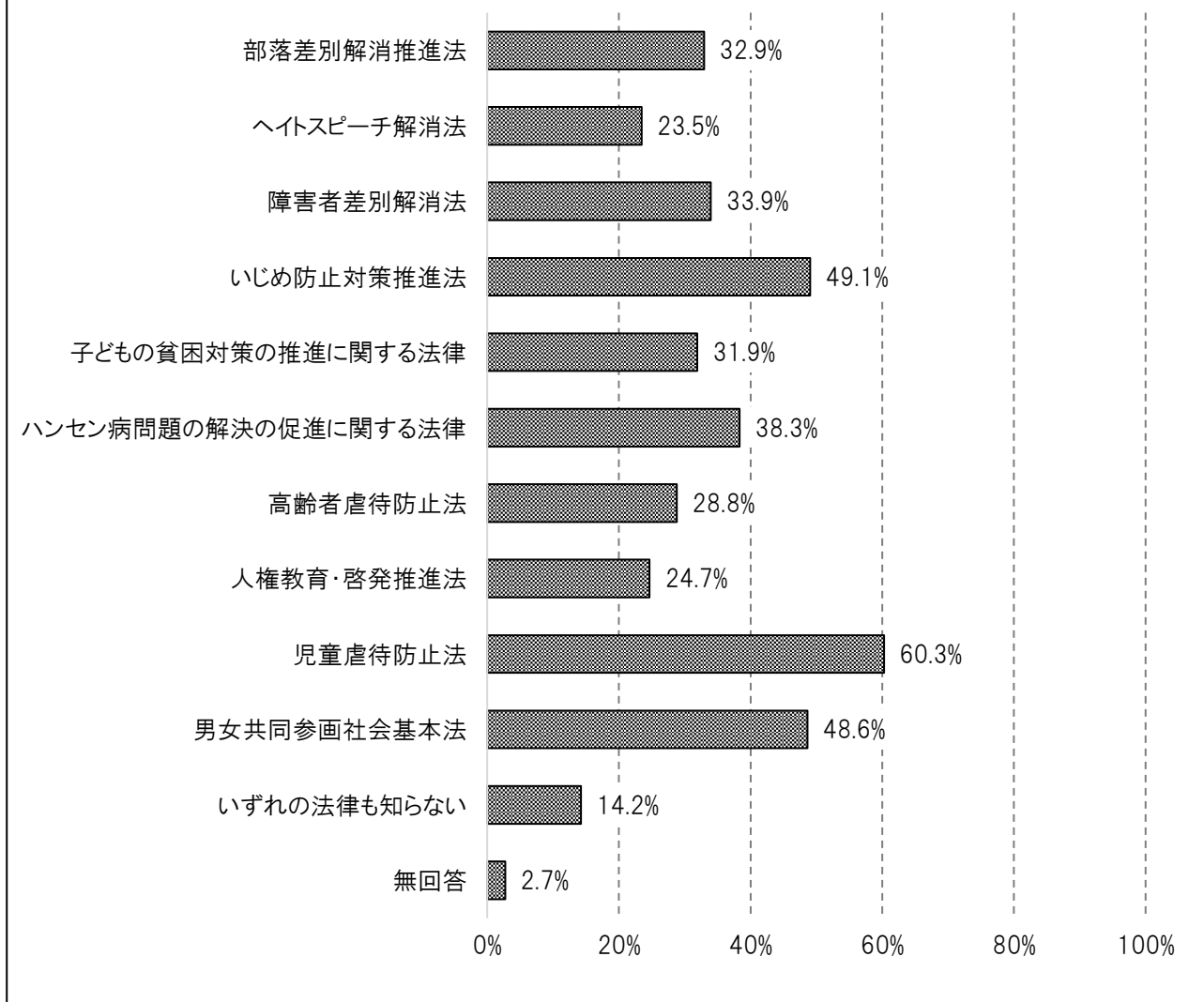


図6-① 近年施行された人権問題に関連する法律の認知度(全体)



近年施行された人権問題に関連する10の法律の認知度としては、回答者の4割以上が知っている法律は、「児童虐待防止法」60.3%、「いじめ防止対策推進法」49.1%、「男女共同参画社会基本法」48.6%の3つであり、その他の法律の認知度は2～3割台となっている。また、「いずれの法律も知らない」は14.2%となっている。

平成28(2016)年に施行された3つの法律については、「障害者差別解消法」33.9%、「ヘイトスピーチ解消法」23.5%、「部落差別解消推進法」32.9%となっている。

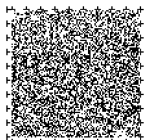
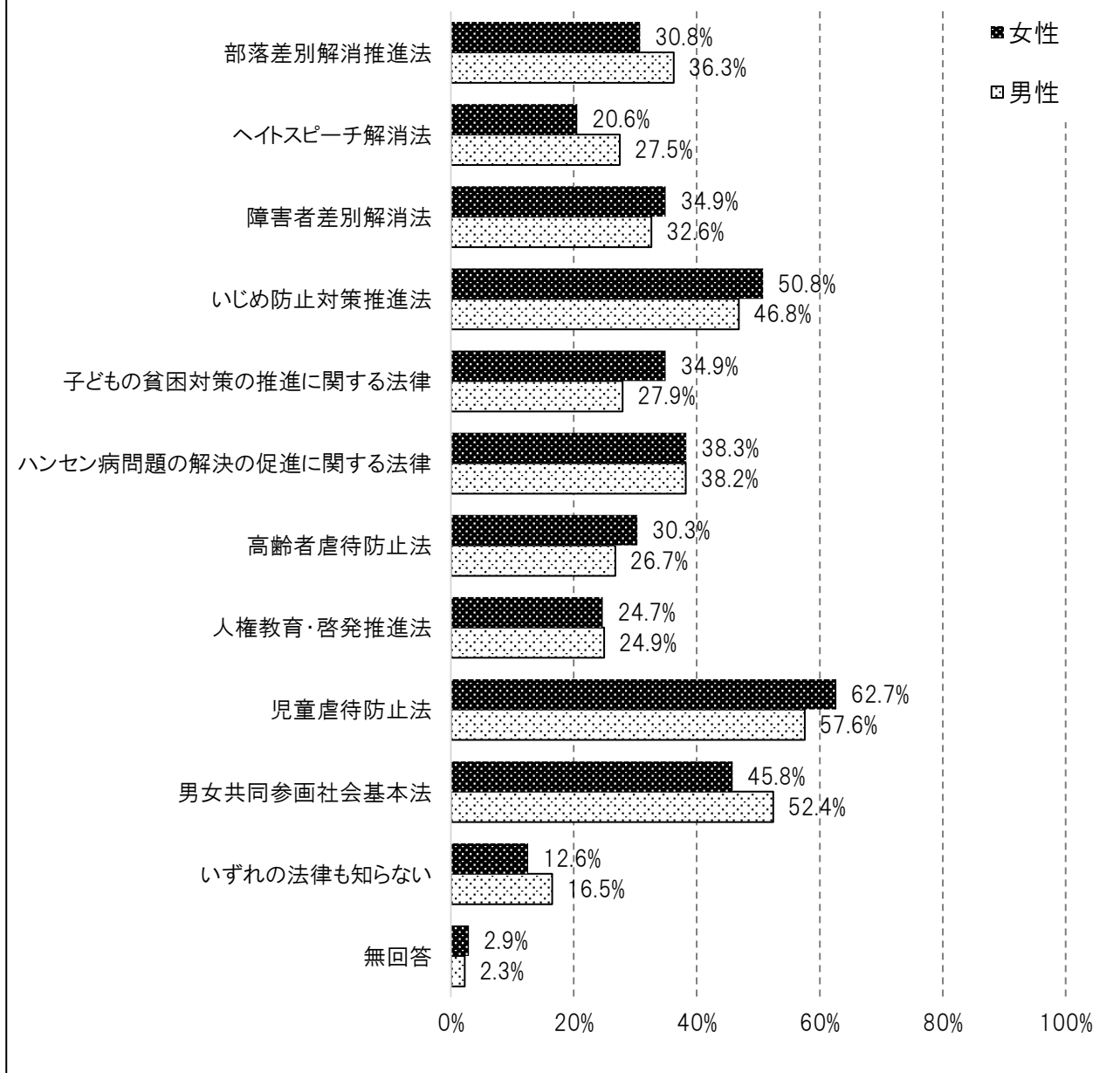


図6-② 近年施行された人権問題に関連する法律の認知度(性別)



性別で見ると、認知度で、5ポイント以上の較差があった法律のうち、女性の認知度が上回っているものは、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」女性 34.9% (7.0ポイント差)、「児童虐待防止法」女性 62.7% (5.1ポイント差)、一方、男性の認知度が上回っているものは、「ヘイトスピーチ解消法」男性 27.5% (6.9ポイント差)、「男女共同参画社会基本法」男性 52.4% (6.6ポイント差)、「部落差別解消推進法」男性 36.3% (5.5ポイント差) となっている。

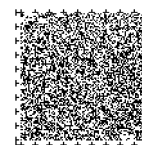
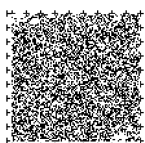
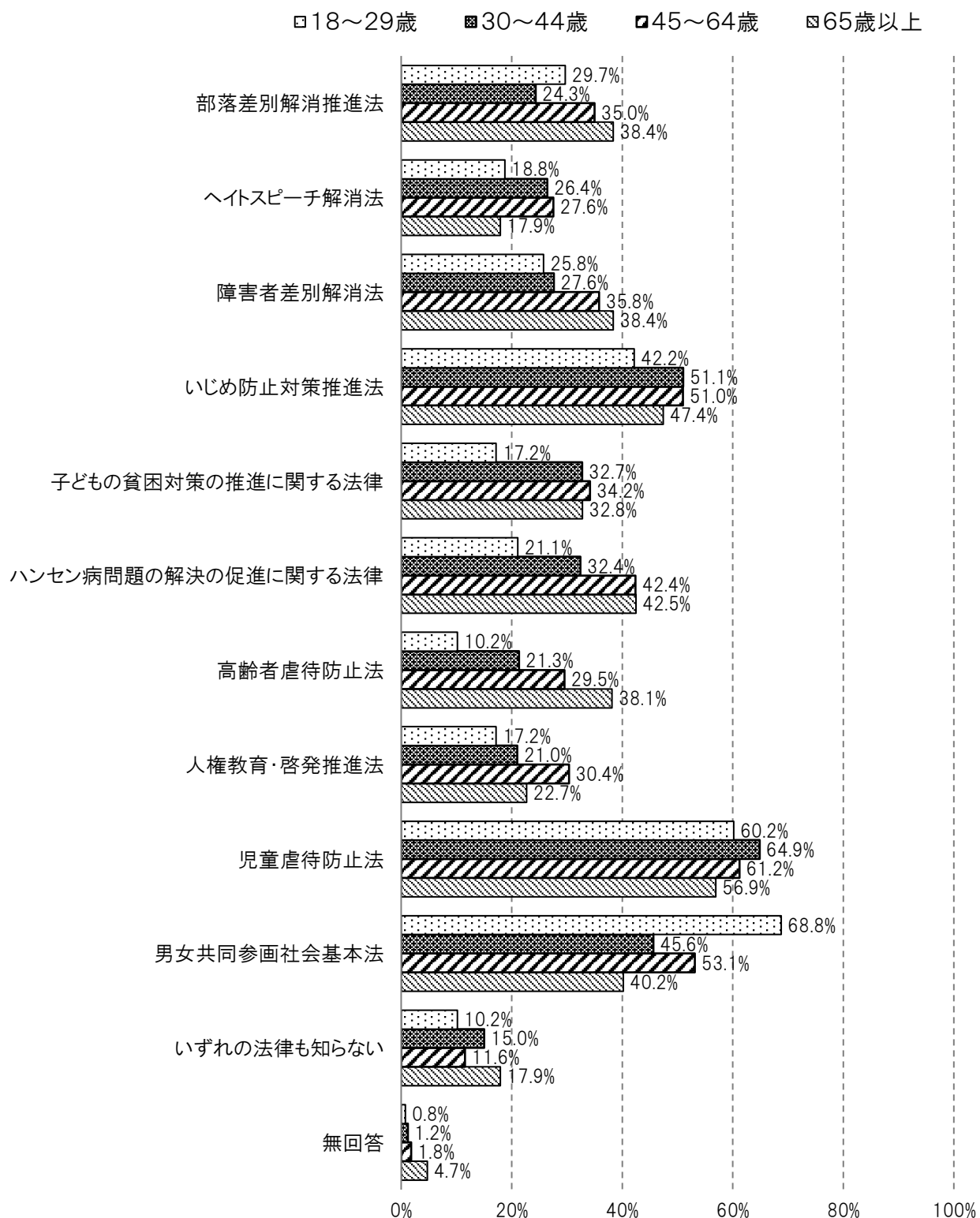


図6-③ 近年施行された人権問題に関連する法律の認知(年齢別)



年齢別に、認知度が最も高い法律を見ると、「18～29歳」で「男女共同参画社会基本法」68.8%、「30～44歳」で「児童虐待防止法」64.9%、「いじめ防止対策推進法」51.1%、「45～64歳」で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」34.2%、「人権教育・啓発推進法」30.4%、「ヘイトスピーチ解消法」27.6%、「65歳以上」で「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」42.5%、「部落差別解消推進法」38.4%、「障害者差別解消法」38.4%、「高齢者虐待防止法」38.1%となっている。

逆に、各法律の認知度が最も低い年齢を見ると、「18～29歳」が最も多く、「いじめ防止対策推進法」42.2%、「障害者差別解消法」25.8%、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」21.1%、「人権教育・啓発推進法」17.2%「子どもの貧困対策の推進に関する法律」17.2%、「高齢者虐待防止法」10.2%、の6つの法律となっている。「30～44歳」では「部落差別解消推進法」24.3%、「45～64歳」では最も割合の低い法律はなく、「65歳以上」では「児童虐待防止法」56.9%、「男女共同参画社会基本法」40.2%、「ヘイトスピーチ解消法」17.9%となっている。「いずれの法律も知らない」は「65歳以上」17.9%で最も高くなっている。

「65歳以上」が幅広く人権関連の法律について知識を持っていることは、啓発行事への参加や、啓発冊子を読む機会が多いこと、研修の蓄積によるものと思われる。中学～大学における人権教育や、現役世代の職場での研修に、さまざまな法律や制度の知識の習得を加えることができれば、65歳未満の法律認知度も上昇すると考えられる。

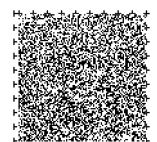
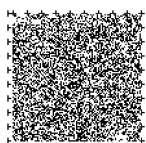
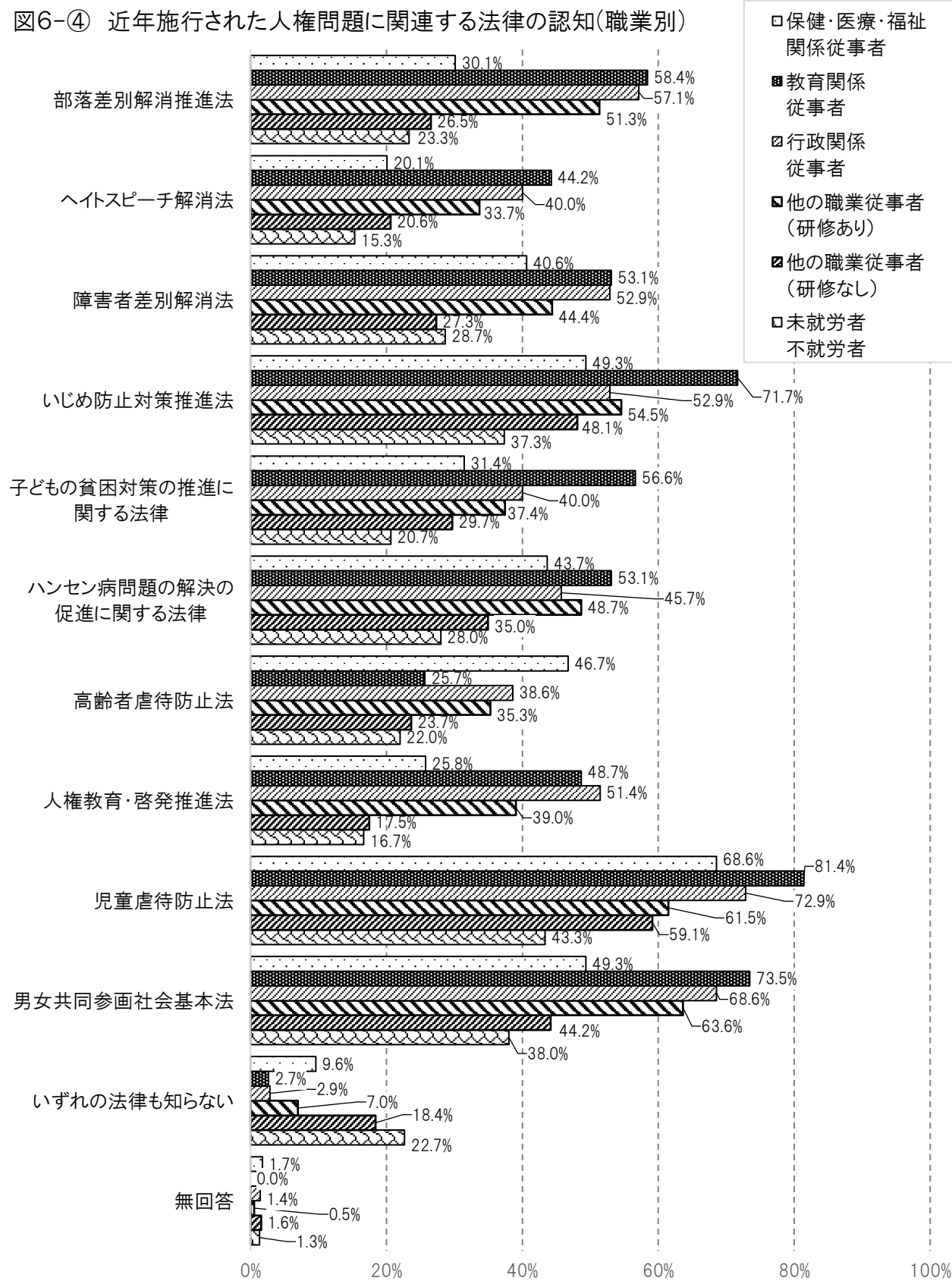


図6-④ 近年施行された人権問題に関する法律の認知(職業別)



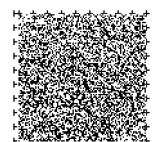
問4との関係を見ると、全ての法律の認知において、特定職業従事者と「他の職業従事者（研修あり）」で高く、上位を占めており、「他の職業従事者（研修なし）」と「未就労者・不就労者」は低くなっている。一方、「いずれの法律も知らない」と回答した者の割合は、「保健・医療・福祉関係従事者」9.6%、「教育関係従事者」2.7%、「行政関係従事者」2.9%、「他の職業従事者（研修あり）」7.0%に対し、「他の職業従事者（研修なし）」18.4%、「未就労者・不就労者」22.7%で、大きな違いが見られ、研修を受ける機会や啓発に接する機会が多いほど、法律の認知度が高くなっている。

また、認知度の低い法律のうち、「人権教育・啓発推進法」では「教育関係従事者」48.7%、「行政関係従事者」51.4%、「高齢者虐待防止法」では「保健・医療・福祉関係従事者」46.7%、「障害者差別解消法」の認知度では「保健・医療・福祉関係従事者」40.6%、「教育関係従事者」53.1%、「行政関係従事者」52.9%となっている。これは「他の職業従事者（研修なし）」「未就労者・不就労者」に比べると高い割合だが、人権擁護に深い関わりを持ち、重点的な人権教育・啓発が必要とされている特定職業従事者においても、法律の認知度が高くても約5割程度に留まっていることは課題である。

特に、「高齢者虐待防止法」について、「教育関係従事者」の認知度が25.7%、「行政関係従事者」38.6%と低い割合になっていることや、「ヘイトスピーチ解消法」については全般的に低い認知度となっている。

平成28（2016）年に施行された3つの法律については、「教育関係従事者」、「行政関係従事者」ではいずれも全体の平均を大きく上回る認知度となっている。全体平均においては「障害者差別解消法」33.9%の認知度が「部落差別解消推進法」32.9%よりも認知度が高いが、「教育関係従事者」「行政関係従事者」においてはいずれも「部落差別解消推進法」の認知度が高くなっている。特定職業従事者のうち「保健・医療・福祉関係従事者」では、「部落差別解消推進法」30.1%、「ヘイトスピーチ解消法」20.1%で、「他の職業従事者（研修なし）」と同程度の認知度となっているが、職務との関連が深い「障害者差別解消法」40.6%で、比較的高い認知度となっている。

「他の職業従事者（研修なし）」、「未就労者・不就労者」については、これらの3つの法律の認知度が2～3割未満程度と低くなっており、職場における研修以外の手法による周知も一層進めていく必要がある。



問7 現在、日本にはさまざまな人権問題があります。そこで次にあげる人権問題のうち、あなたが関心を持っている問題をすべて選んで、番号に○をつけてください。(複数回答)

表 7-1 関心を持っている人権問題

	合計	同和問題	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障害者に関する問題	外国人に関する問題	HIV感染者やハンセン病患者などに関する問題	インターネット上の人権侵害に関する問題	ホームレス状態にある人に関する問題	拉致被害者およびその家族に関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	アイヌの人々に関する問題	犯罪被害者とその家族に関する問題	LGBTをはじめとする性的少数者に関する問題	人身取引に関する問題	東日本大震災に起因する人権問題	その他	どの問題にも関心がない	無回答	
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)																					
県民調査全体 (2016年)	1,954 100.0	552 28.2	810 41.5	797 40.8	911 46.6	1,100 56.3	318 16.3	— —	845 43.2	259 13.3	596 30.5	262 13.4	114 5.8	472 24.2	— —	380 19.4	498 25.5	55 2.8	— —	32 1.6	
市全体	1,573 100.0	354 22.5	521 33.1	764 48.6	764 48.6	704 44.8	239 15.2	245 15.6	740 47.0	192 12.2	512 32.5	284 18.1	68 4.3	437 27.8	190 12.1	167 10.6	447 28.4	14 0.9	0 0.0	143 9.1	
性別	女性	890 100.0	190 21.3	361 40.6	474 53.3	456 51.2	409 46.0	117 13.1	130 14.6	426 47.9	99 11.1	297 33.4	153 17.2	36 4.0	253 28.4	119 13.4	95 10.7	266 29.9	6 0.7	0 0.0	73 8.2
	男性	662 100.0	159 24.0	157 23.7	283 42.7	300 45.3	285 43.1	119 18.0	113 17.1	305 46.1	90 13.6	210 31.7	129 19.5	32 4.8	183 27.6	69 10.4	72 10.9	174 26.3	8 1.2	0 0.0	65 9.8
	その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
年齢	18~29歳	128 100.0	25 19.5	58 45.3	71 55.5	40 31.3	55 43.0	28 21.9	22 17.2	57 44.5	17 13.3	22 17.2	30 23.4	4 3.1	40 31.3	28 21.9	10 7.8	30 23.4	1 0.8	0 0.0	9 7.0
	30~44歳	333 100.0	70 21.0	128 38.4	194 58.3	109 32.7	132 39.6	55 16.5	49 14.7	180 54.1	33 9.9	83 24.9	58 17.4	11 3.3	94 28.2	61 18.3	42 12.6	85 25.5	8 2.4	0 0.0	29 8.7
	45~64歳	606 100.0	140 23.1	207 34.2	291 48.0	294 48.5	270 44.6	100 16.5	106 17.5	323 53.3	75 12.4	197 32.5	99 16.3	27 4.5	191 31.5	72 11.9	70 11.6	186 30.7	5 0.8	0 0.0	50 8.3
	65歳以上	485 100.0	117 24.1	126 26.0	203 41.9	313 64.5	236 48.7	53 10.9	67 13.8	171 35.3	66 13.6	206 42.5	97 20.0	26 5.4	112 23.1	28 5.8	45 9.3	139 28.7	0 0.0	0 0.0	50 10.3

※ 県民調査と直接比較できない項目は、「—」と表示

表 7-2 関心を持っている人権問題(久留米市調査と県民調査との比較)

	久留米市調査	県民調査
1 子どもに関する問題	764名(48.6%)	40.8%
2 高齢者に関する問題	764名(48.6%)	46.6%
3 インターネット上の人権侵害に関する問題	740名(47.0%)	43.2%
4 障害者に関する問題	704名(44.8%)	56.3%
5 女性に関する問題	521名(33.1%)	41.5%
6 拉致被害者およびその家族に関する問題	512名(32.5%)	30.5%
7 東日本大震災に起因する人権問題	447名(28.4%)	25.5%
8 犯罪被害者とその家族に関する問題	437名(27.8%)	24.2%
9 同和問題	354名(22.5%)	28.2%

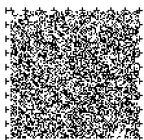
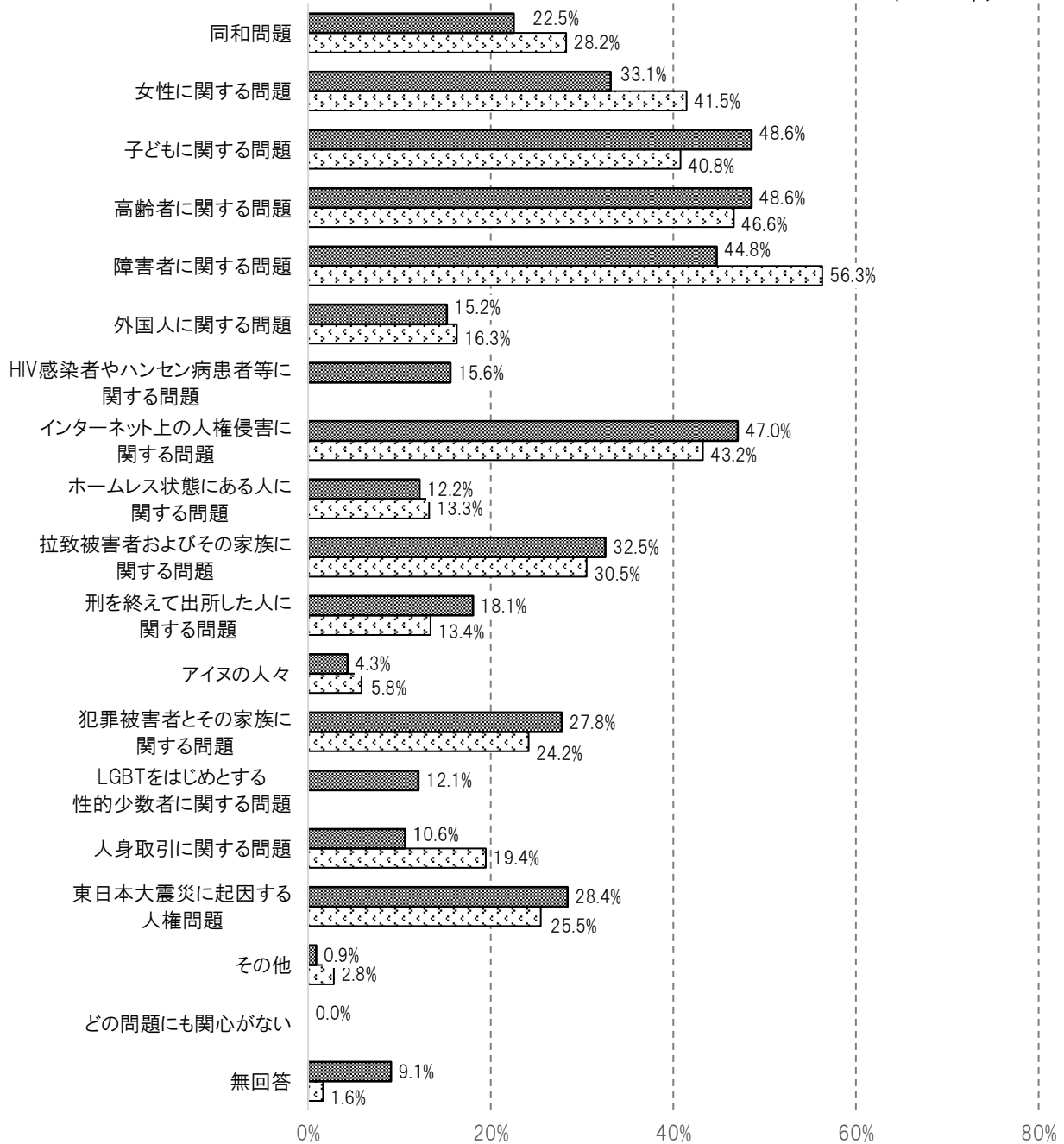


図7-① 関心を持っている人権問題(県民調査との比較)

■市全体

□県民意識調査
(2016年)



人権問題の16の項目のうち、回答者の4割以上が関心を持っているものは、上位から「子どもに関する問題」48.6%、「高齢者に関する問題」48.6%、「インターネット上の人権侵害問題」47.0%となっており、次いで「障害者に関する問題」44.8%となっている。

また、「女性に関する問題」33.1%、「拉致被害者とその家族に関する問題」32.5%、「東日本大震災に起因する人権問題」28.4%、「犯罪被害者とその家族に関する問題」27.8%、「同和問題」22.5%で、2割以上の割合となっている。

4割を超える項目のうち、上位3項目は全て県民調査より割合が高いが、「障害者に関する問題」に関しては、11.5ポイント低くなっている。

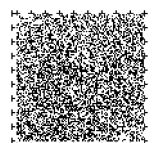
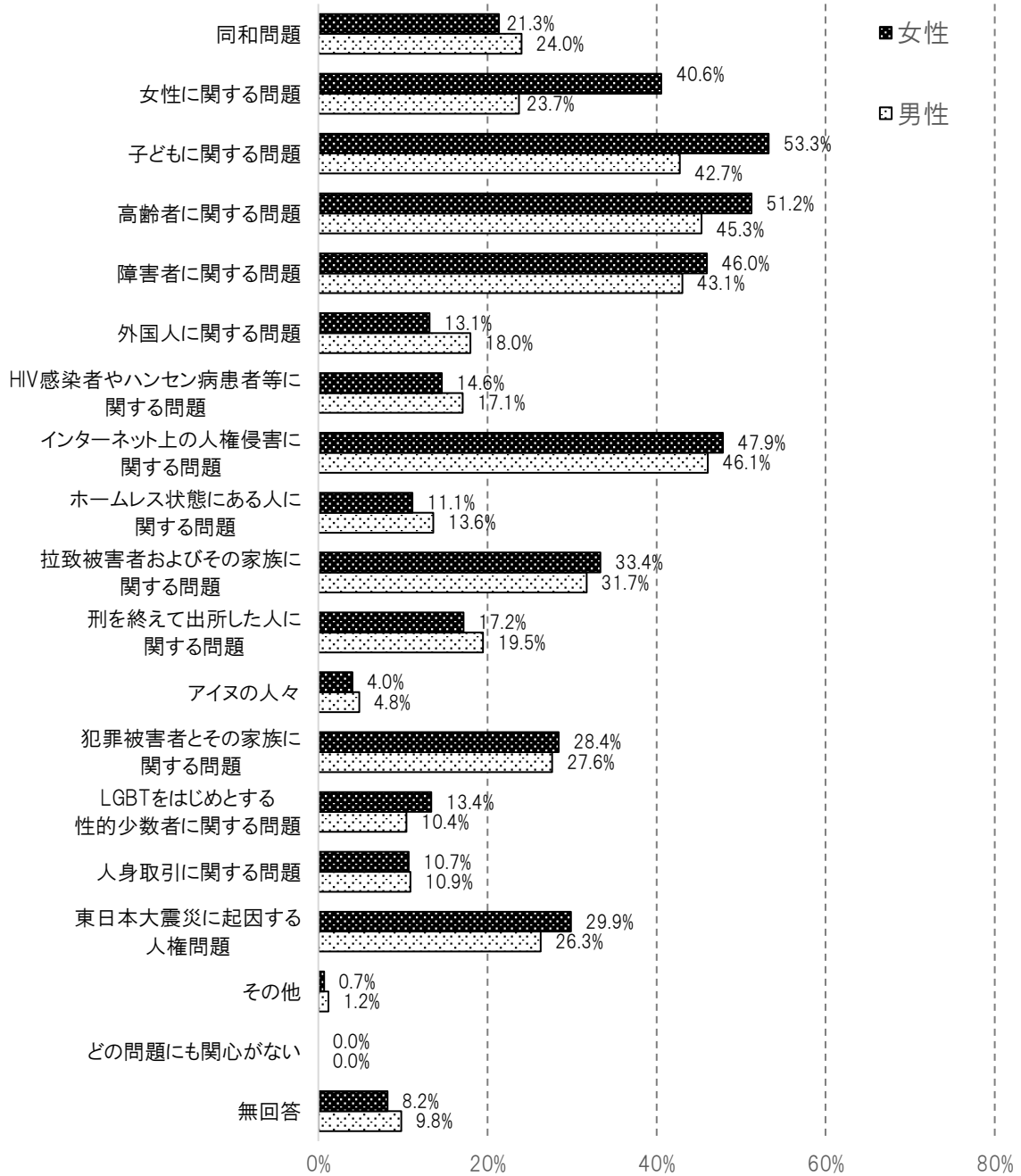
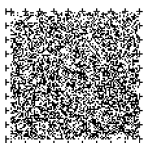
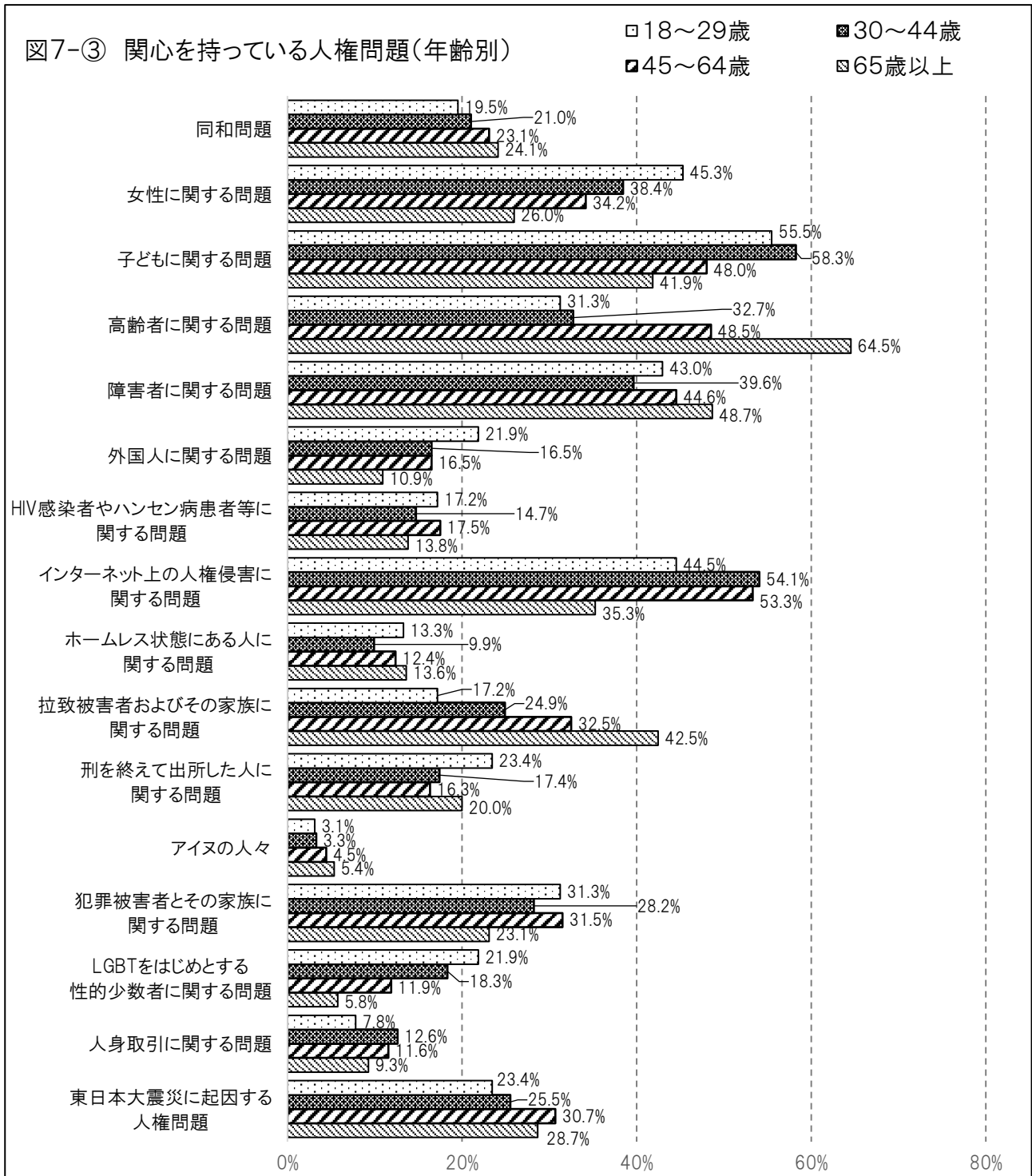


図7-② 関心を持っている人権問題(性別)



性別で見ると、女性の関心が高いものは「女性に関する問題」(女性 40.6%、男性 23.7%)で16.9ポイント、「子どもに関する問題」(女性 53.3%、男性 42.7%)で10.6ポイント、「高齢者に関する問題」(女性 51.2%、男性 45.3%)で5.9ポイント高くなっている。男性の関心が大きく女性を上回るものは見られない。性別による関心の違いは、問4で示されるように、女性において保健・医療・福祉関係従事者(20.0%)と教育関係従事者(9.2%)が多いことによるものや、日常生活において子どもや高齢者の世話は女性が主に担い、家計の中心となる労働は男性が担うという、性別役割分担意識など、男女共同参画社会実現に向けて解決すべき問題を示しているものと考えられる。





年齢別で見ると、「65歳以上」の関心が最も高い6つの人権問題の内、「高齢者に関する問題」64.5%、「拉致被害者とその家族に関する問題」42.5%、「同和問題」24.1%、「アイヌの人々に関する問題」5.4%の4つは、いずれも年齢が上がるとともに関心が高くなっている。逆に「18～29歳」が最も高い関心を示した4つの人権問題の内、「女性に関する問題」45.3%、「外国人に関する問題」21.9%、「性的少数者に関する問題」21.9%の3つは、いずれも年齢が上がるとともに関心が低くなっている。

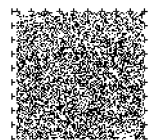


表 7-3 関心を持っている人権問題(職業別)

上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)	合計	同 和 問 題	女 性 に 関 す る 問 題	子 ど も に 関 す る 問 題	高 齢 者 に 関 す る 問 題	障 害 者 に 関 す る 問 題	外 国 人 に 関 す る 問 題	H I V 感 染 者 や ハ ン セ ン	侵 害 に 関 す る 問 題	イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 人 権	ホ ー ム レ ス 状 態 に あ る 人	族 に 関 す る 問 題	拉 致 被 害 者 お よ び そ の 家	関 す る 問 題	刑 を 終 え て 出 所 し た 人 に	問 題	ア イ ヌ の 人 々 に 関 す る	関 す る 問 題	性 的 少 数 者 に 関 す る 問 題	L G B T を は じ め と す る	人 身 取 引 に 関 す る 問 題	東 日 本 大 震 災 に 起 因 す る	人 権 問 題	そ の 他	ど の 問 題 に も 関 心 が な い	無 回 答
	保健・医療・福祉 関係従事者	229 100.0	47 20.5	93 40.6	128 55.9	114 49.8	121 52.8	28 12.2	50 21.8	114 49.8	25 10.9	81 35.4	40 17.5	9 3.9	71 31.0	30 13.1	24 10.5	82 35.8	2 0.9	0 0.0	0 0.0	13 5.7				
教育関係従事者	113 100.0	53 46.9	61 54.0	84 74.3	56 49.6	78 69.0	32 28.3	31 27.4	68 60.2	17 15.0	48 42.5	30 26.5	18 15.9	45 39.8	36 31.9	20 17.7	53 46.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	5 4.4					
行政関係従事者	70 100.0	33 47.1	32 45.7	42 60.0	36 51.4	40 57.1	20 28.6	17 24.3	42 60.0	12 17.1	25 35.7	13 18.6	6 8.6	19 27.1	12 17.1	8 11.4	23 32.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 4.3					
他の職業従事者 (研修あり)	187 100.0	48 25.7	61 32.6	82 43.9	90 48.1	80 42.8	30 16.0	31 16.6	110 58.8	19 10.2	71 38.0	39 20.9	8 4.3	57 30.5	20 10.7	13 7.0	57 30.5	1 0.5	0 0.0	0 0.0	15 8.0					
他の職業従事者 (研修なし)	761 100.0	133 17.5	220 28.9	350 46.0	372 48.9	297 39.0	111 14.6	89 11.7	335 44.0	96 12.6	238 31.3	132 17.3	19 2.5	209 27.5	73 9.6	86 11.3	194 25.5	9 1.2	0 0.0	0 0.0	75 9.9					
未就労者 不就労者	150 100.0	29 19.3	40 26.7	56 37.3	68 45.3	59 39.3	16 10.7	21 14.0	54 36.0	18 12.0	36 24.0	26 17.3	7 4.7	28 18.7	14 9.3	9 6.0	27 18.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	21 14.0					

問 4 との関係を見ると、研修を受ける機会や啓発に接する機会が多い「教育関係従事者」や「行政関係従事者」では、多くの人権問題で関心が高くなっているのに対し、「他の職業従事者（研修なし）」や「未就労者・不就労者」では、関心が低くなっている。

研修を受ける機会や啓発に接する機会が多い特定職業従事者や「他の職業従事者（研修あり）」は、多くの人権問題で、職場における研修の機会を持たない者よりも関心が高くなっており、人権問題への関心を高めるためには、教育や啓発・研修の機会を、あらゆる場で増やしていくことが重要である。

なお、「保健・医療・福祉関係従事者」については、16 項目のうち 13 項目において、特定職業従事者の中で最も関心が低い割合となっており、さらなる研修の充実が求められる。

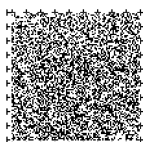


図7-④ 関心を持っている人権問題(職業別 その1)

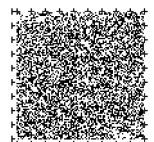
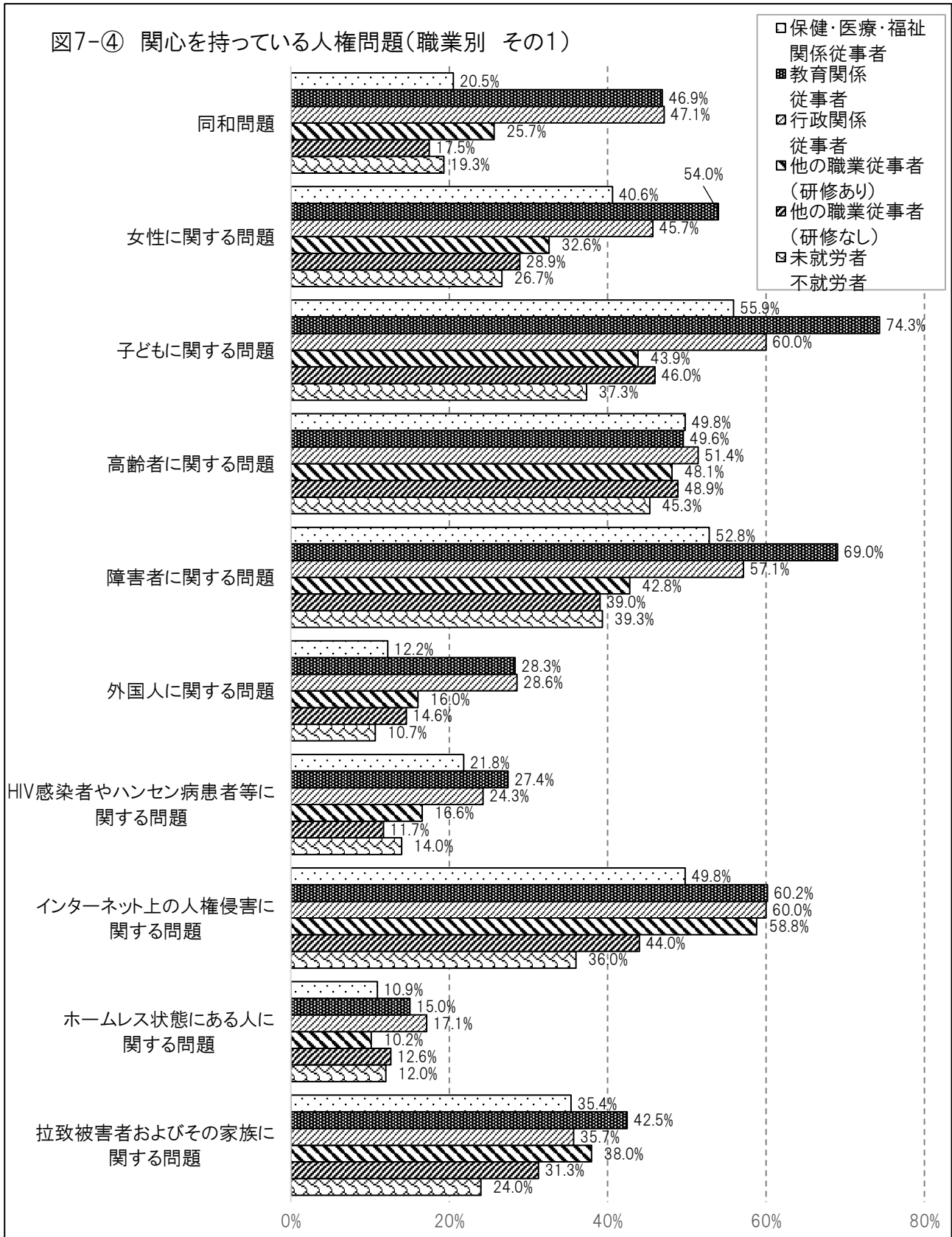
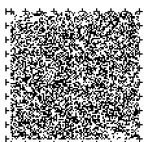
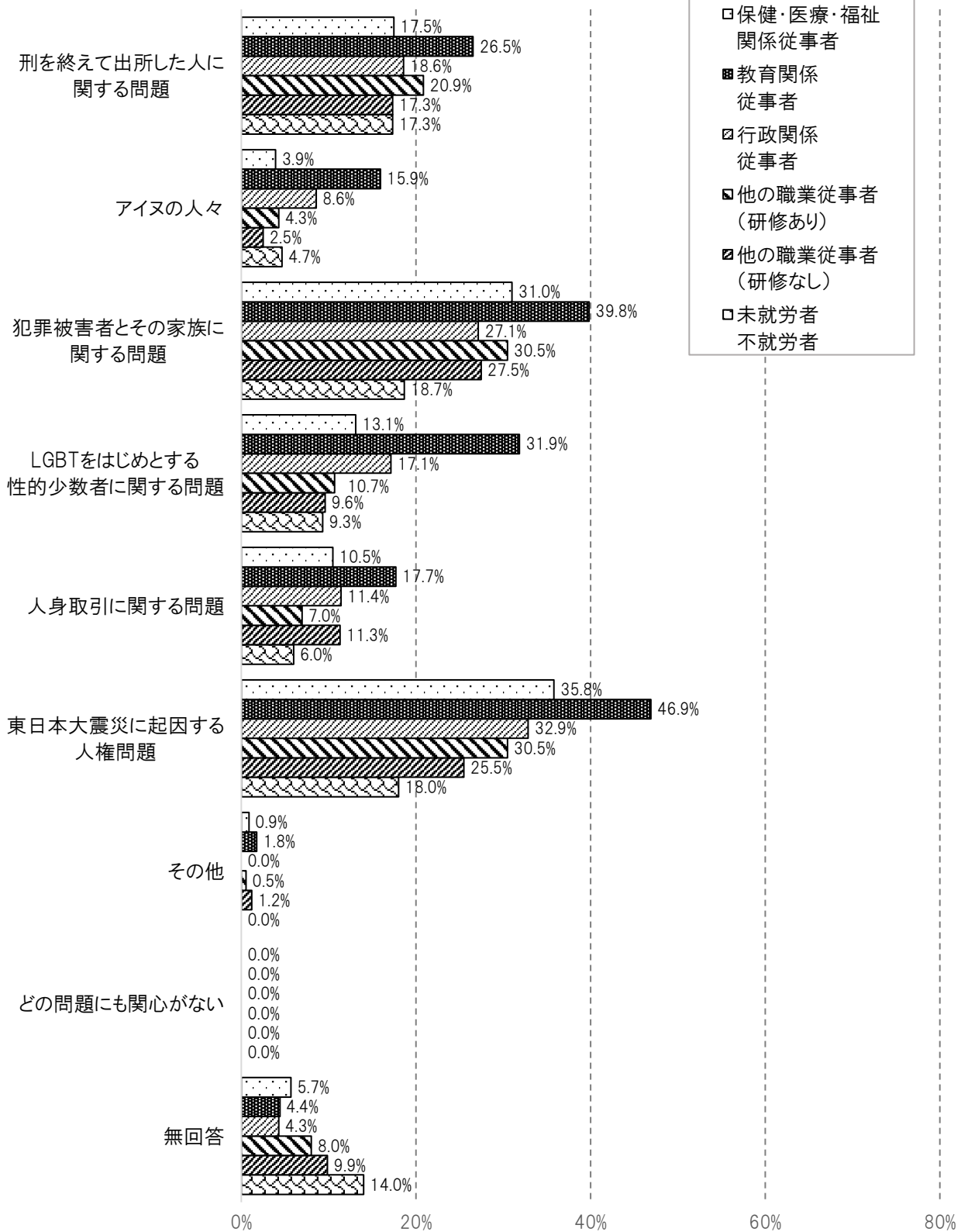


図7-⑤ 関心を持っている人権問題(職業別 その2)



問8 あなたは、結婚や就職の際に、その相手方等の身元調査や信用調査をすることについて、どのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

表 8-1 結婚や就職の際の、身元調査や信用調査に対する考え

		合計	だ許 とさ 思れ ない こと	こばど とち だ許 らさ か と 思 れ ない え	なな好 いいま こがし とどい だ仕こ と方と 思が うで は	思当 う然 のこ こと だと	わ か ら な い	無 回 答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)								
前回調査(結婚)		2,116	595	585	651	150	—	135
		100.0	28.1	27.6	30.8	7.1	—	6.4
前回調査(就職)		2,116	1002	555	425	75	—	59
		100.0	47.4	26.2	20.1	3.5	—	2.8
全体(今回)		1,573	272	382	605	77	175	62
		100.0	17.3	24.3	38.5	4.9	11.1	3.9
性別	女性	890	150	233	334	38	102	33
		100.0	16.9	26.2	37.5	4.3	11.5	3.7
	男性	662	118	143	267	38	71	25
	100.0	17.8	21.6	40.3	5.7	10.7	3.8	
	その他	3	2	0	1	0	0	0
		100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
年齢	18~29歳	128	27	31	46	6	16	2
		100.0	21.1	24.2	35.9	4.7	12.5	1.6
	30~44歳	333	72	80	117	8	44	12
		100.0	21.6	24.0	35.1	2.4	13.2	3.6
	45~64歳	606	111	173	215	28	57	22
		100.0	18.3	28.5	35.5	4.6	9.4	3.6
	65歳以上	485	59	92	225	33	55	21
		100.0	12.2	19.0	46.4	6.8	11.3	4.3
仕事と、 人権や 人権問題 との関わり	保健・医療・福祉 関係従事者	229	41	54	92	10	25	7
		100.0	17.9	23.6	40.2	4.4	10.9	3.1
	教育関係従事者	113	43	29	28	2	7	4
		100.0	38.1	25.7	24.8	1.8	6.2	3.5
	行政関係従事者	70	27	13	19	3	6	2
		100.0	38.6	18.6	27.1	4.3	8.6	2.9
他の職業従事者 (研修あり)	187	41	49	62	8	16	11	
	100.0	21.9	26.2	33.2	4.3	8.6	5.9	
他の職業従事者 (研修なし)	761	90	191	337	36	79	28	
	100.0	11.8	25.1	44.3	4.7	10.4	3.7	
未就労者 不就労者	150	22	32	47	14	31	4	
	100.0	14.7	21.3	31.3	9.3	20.7	2.7	

※ 前回調査(2006年)にない項目は、「—」と表示

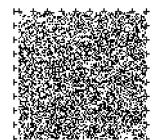
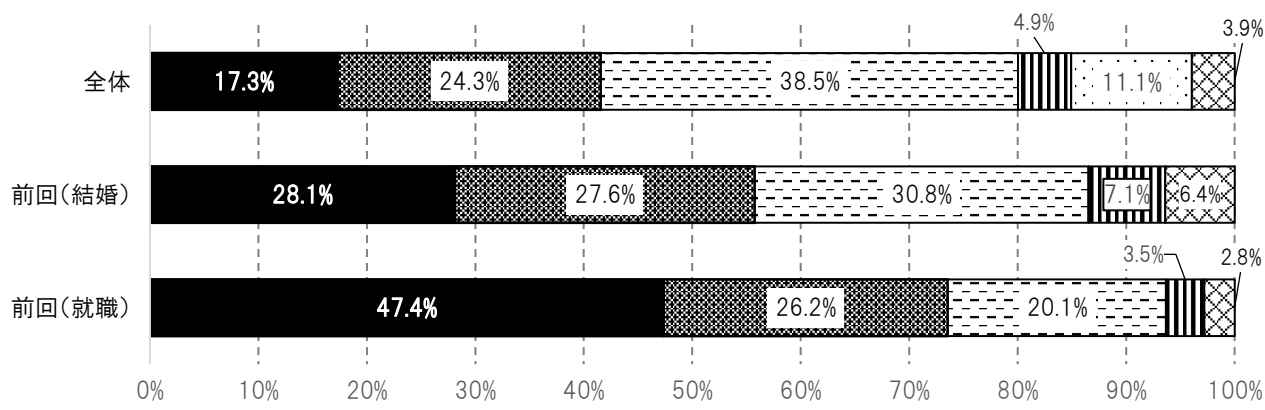


図8-①結婚や就職の際の、身元調査や使用調査に対する考え(全体・前回調査の比較)

- 許されないことだと思う
- 好ましいことではないが、仕方がないことだと思う
- わからない
- どちらかといえば、許されないことだと思う
- 当然のことだと思う
- 無回答

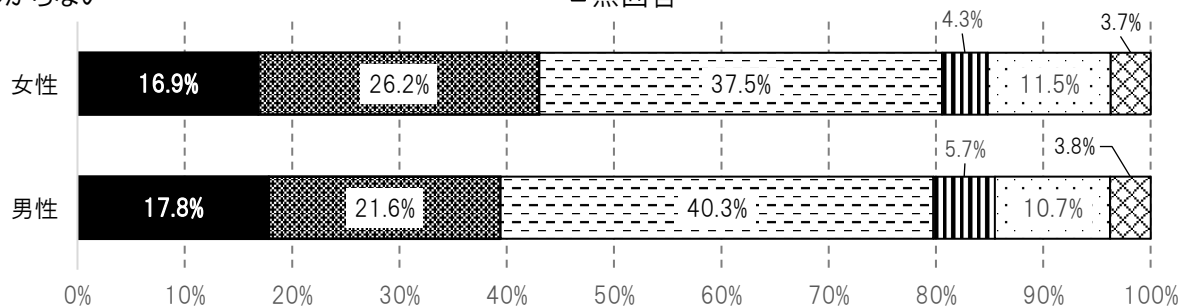


結婚や就職手方等の身元調査や信用調査をすることについて、「許されないことだと思う」17.3%、「どちらかといえば、許されないことだと思う」24.3%と回答した「反対・否定の意見」の割合を合わせると41.6%、「好ましいことではないが、仕方がないことだと思う」38.5%、「当然のことだと思う」4.9%と回答した「容認・肯定の意見」の割合を合わせると43.4%、「わからない」は11.1%であった。

前回調査の、「就職時身元調査」の設問では、「反対・否定の意見」が73.6%、「容認・肯定の意見」が23.6%、「結婚時身元調査」の設問では、「反対・否定の意見」が55.7%、「容認・肯定の意見」が37.9%であり、その結果と比べると、「反対・否定の意見」が「就職時身元調査」で32.0ポイント、「結婚時身元調査」で14.1ポイント低くなっている。

図8-② 結婚や就職の際の、身元調査や信用調査に対する考え(性別)

- 許されないことだと思う
- 好ましいことではないが、仕方がないことだと思う
- わからない
- どちらかといえば、許されないことだと思う
- 当然のことだと思う
- 無回答



性別で見ると、女性では「反対・否定の意見」43.1%、「容認・肯定の意見」41.8%で「反対・否定の意見」が1.7ポイント高く、男性では「反対・否定の意見」39.4%、「容認・肯定の意見」46.0%で「反対・否定の意見」が5.6ポイント低い。

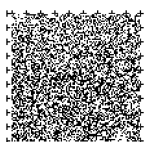


図8-③ 結婚や就職の際の、身元調査や信用調査に対する考え(年齢別)

- 許されないことだと思う
- 好ましいことではないが、仕方がないことだと思う
- わからない
- どちらかといえば、許されないことだと思う
- 当然のことだと思う
- 無回答

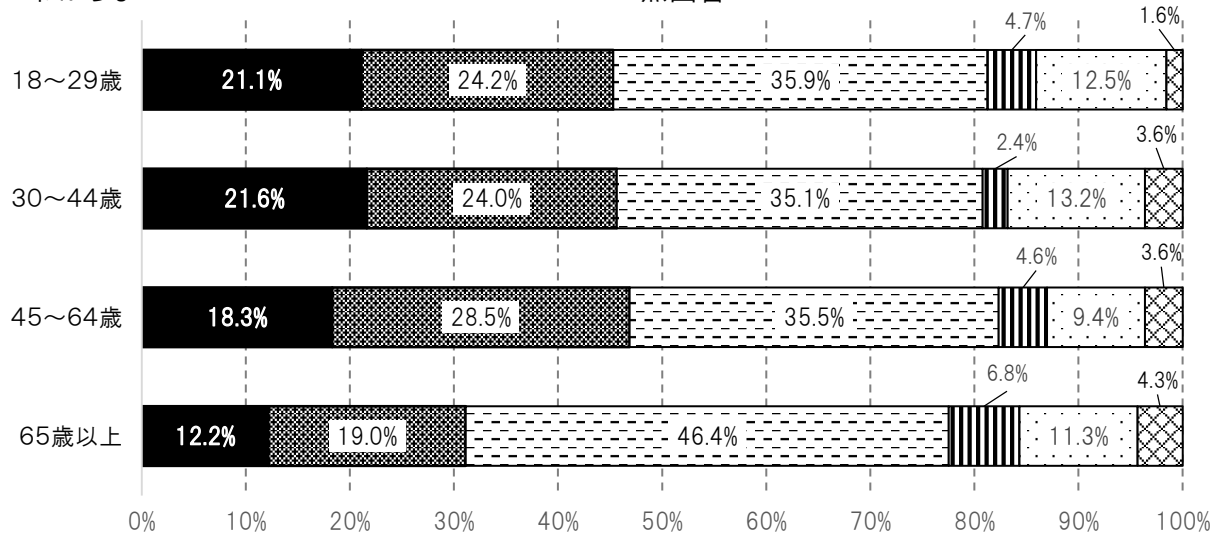


表 8-2 反対・否定の意見 と 容認・肯定の意見 の割合の比較(年齢別)

	反対・否定の意見	容認・肯定の意見	差
18～29歳	45.3%	40.6%	4.7ポイント
30～44歳	45.6%	38.5%	7.1ポイント
45～64歳	46.8%	40.1%	6.7ポイント
65歳以上	31.2%	53.2%	22.0ポイント

年齢別では上記のとおりである。「65歳以上」で「容認・肯定の意見」が10ポイント以上高くなっているものの、65歳未満の他の世代の回答の割合は、ほぼ同じ状況である。

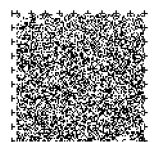
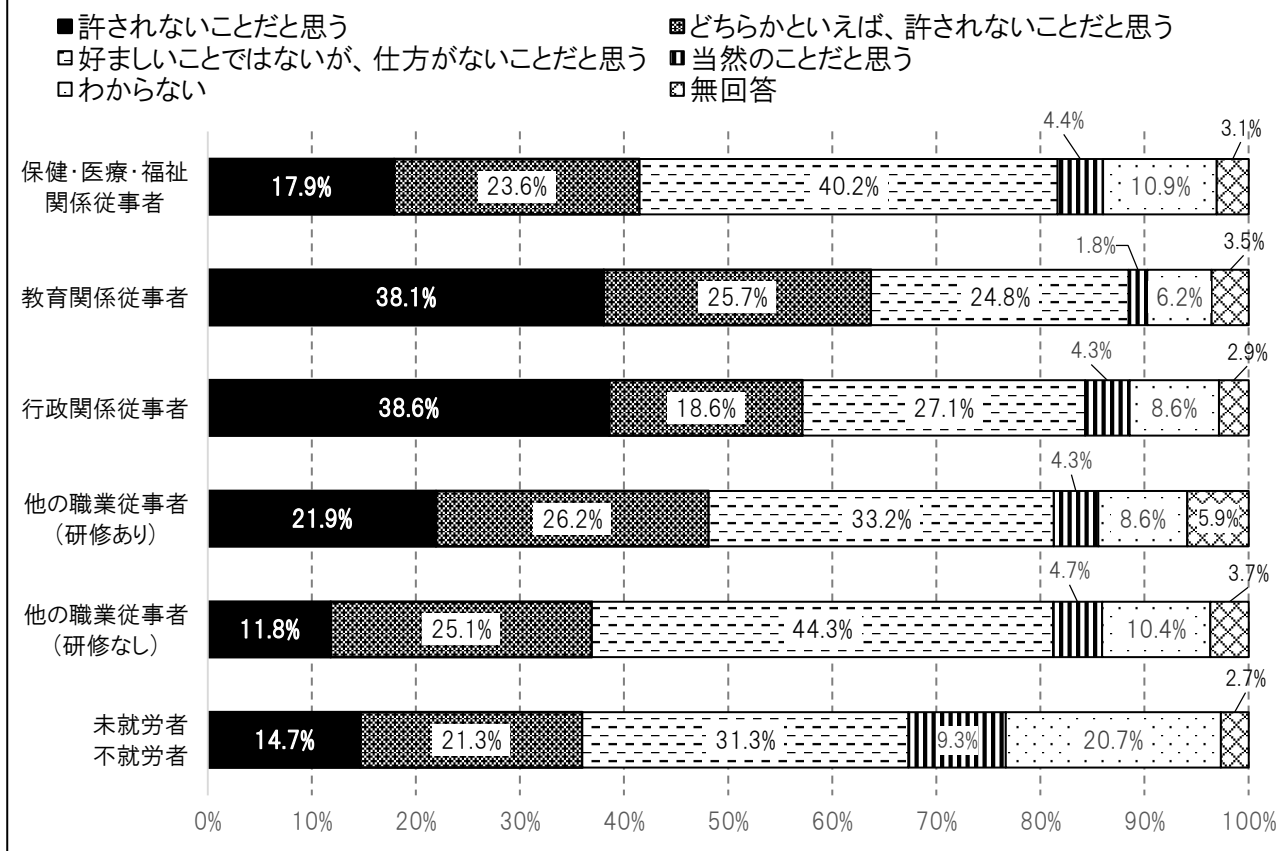


図8-④ 結婚や就職の際の、身元調査や信用調査に対する考え(職業別)



問4との関係を見ると、以下のとおりである。

表8-3 反対・否定の意見と容認・肯定の意見の割合の比較(職業別)

	反対・否定の意見	容認・肯定の意見
教育関係従事者	63.8%	26.6%
行政関係従事者	57.2%	31.4%
他の職業従事者(研修あり)	48.1%	37.5%
保健・医療・福祉関係者従事者	41.5%	44.6%
他の職業従事者(研修なし)	36.9%	49.0%
未就労者・不就労者	36.0%	40.6%

教育や啓発・研修の機会が最も多い「教育関係従事者」、「行政関係従事者」でも、身元調査「反対・否定の意見」は6割程度、他の職種においては、3～4割台と、割合が低くなっている。身元調査は許されない人権侵害であることを、改めて広く市民に訴えていくことが必要である。

